

条例の概要・イメージ

循環型地域社会の形成に向けた条例等の体系

ねらい：循環型地域社会の形成への制度的基盤づくり

循環型地域社会の形成に関する条例

位置づけ：総合的産業廃棄物対策の基本姿勢と具体的制度

- 総則（§ 1～6）
- 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則
 - 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則（§ 7）
 - 県外産業廃棄物の搬入事前協議義務（§ 8）
 - 産業廃棄物の県外搬出（§ 9）
- 再生利用の促進（§ 10～12）
 - 再生資源利用認定製品
- 優良な産業廃棄物処理業者の育成（§ 14～18）
 - 産業廃棄物処理業者育成センター（格付け、保証金）
- 許可取消し等の基準（§ 19）
- 廃棄物等の適正処理の促進
 - 廃棄物等の適正保管等（§ 20）
 - 建設資材廃棄物の適正処理（§ 21）
- 原状回復の確保等
 - 排出事業者の責務等（§ 22）
 - 不適正処理関与者の責務等（§ 23）
- 適正な廃棄物処理施設等の設置等
 - 廃棄物処理施設等の設置等事前協議（§ 24～28）
 - 構造及び維持管理基準（§ 29、30）
- 雑則（§ 31～33）
- 罰則（§ 34,35）

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

位置づけ：産業廃棄物の自県（圏）内処理原則の推進のための具体的制度

- 趣旨（§ 1）
- 県外産業廃棄物の搬入事前協議（§ 2～4）
- 環境保全協力金の契約（§ 5）
- 立入検査等（§ 6、7）
- 過料等（§ 8、9）

岩手県産業廃棄物税条例

位置づけ：経済的手法による産業廃棄物の減量化・リサイクル推進のための具体的制度

- 課税方式
- 税額
- 税収の使途

条例と関係法令等の関係について

項目	現行法令の内容	新条例における「横だし」等	他都道府県との比較	
循環型地域社会の形成に関する条例	総合条例		多様な施策を網羅した総合条例としては全国初	
	再生資源利用認定製品認定制度 (第3章〔第10条~12条〕)	【エコマーク】 68 類型 (省エネ製品を含む) 国内販売商品 (参考)【グリーン購入法】 150 品目 (省エネ製品を含む) 流通地域は特に限定なし	品目を限定していないこと 岩手県内で「再生製造」されたものに限定 エコマークとグリーン購入の中間程度の基準を想定	条例根拠としては岐阜県、三重県に次ぎ全国3番目
	産業廃棄物処理業者育成センター (第4章〔第13条~18条〕)	なし	全く新たな制度	条例根拠であり、研修以外の事業としては全国初
	(産業廃棄物処理業者の格付け) (第14条1項1号)	なし (類似例) 債券格付け、保険料率算定	全く新たな制度	(認定(格付け)は全国初)
	(産業廃棄物処理業者の保証金制度) (第14条1項2号)	なし (類似例) 採石業: 環境整備に係わる債務保証規約	全く新たな制度	(保証金制度としては全国初)
	廃棄物等の適正保管 (第20条)	【廃棄物処理法】(第12条、第12条の2) 廃棄物が対象(廃棄物以外は指導監督が困難)であり、一般廃棄物は原則として市町村対応 掘削等の調査命令の根拠が不明確	有価物偽装、一廃・産廃区分による時間ロス等を回避するため一定の有価物も含む『廃棄物「等」』を指導監督の対象としたこと 「廃棄物等」による環境汚染の蓋然性が高い場合には調査命令ほか措置命令が可能となること【違反時には過料】	有価物偽装対策としては全国初
	建設資材廃棄物の適正処理 (第21条)	【建設リサイクル法】(第9条、第10条) 解体工事等の分別解体についてのみ、知事への事前届出を要する(特定限定行政庁に委任可) 上記届出は発注者に義務付け	分別以降の再資源化、処理等についても知事への事前届出を要する【違反時には命令・過料】 上記届出は受注者等(建設会社等)に義務付け【違反時には命令・過料】	全国初
	行政処分の基準 (第19条)	【廃棄物処理法】 国の運用通知で対応	行政手続法に従った処分基準として整理したこと 事業停止処分の頻度による許可取消しが可能	条例根拠としては全国初

項目	現行法令の内容	新条例における「横だし」等	他都道府県との比較	
循環型地域社会の形成に関する条例	排出事業者等の責務等(第22条)	【廃棄物処理法】(第12条5項、第12条の2第5項) 注意義務(内容は不明確)を尽くしていない排出事業者に対し責任追及可能	排出事業者が果たすべき注意義務の一つとして委託処分状況の現地確認の義務付け(ただし免責要件ではない)	条例根拠としては三重県に次ぎ全国2番目
	不適正処理関与者の責務等(第23条)	【廃棄物処理法】 原因者以外には排出事業者及び原因者に不適正処理を要求した者等にも責任追及可能	不適正処理についての情報提供及び適正措置の義務付け(報告者の保護) により情報提供等を行った従業員に対する不利益な取扱いの禁止 幫助等ではなくとも悪意の収集運搬業者も責任追及(措置命令)の対象者としたこと【違反時には過料】	全国初
	廃棄物処理施設設置等の事前協議(第24条)	【廃棄物処理法】 <u>種類、規模で一定の要件を満たす</u> 廃棄物処理施設設置等には許可必要(法第8条・施行令第5条、法第15条1項・施行令第7条) <u>焼却施設及び最終処分場についてののみ許可申請書類の縦覧と市町村意見の聴取</u> (法第8条4項-5項・施行令第5条の2、法第15条4項-5項・施行令第7条の2)	全ての廃棄物処理施設設置等には事前協議を義務付け 【違反時には勧告・公表】 事前協議対象である全ての施設について設置場所周辺住民への説明の義務付け 【違反時には勧告・公表】	条例根拠としては兵庫県に次ぎ全国2番目
	廃棄物処理施設等の技術基準(第29条、第30条)	【廃棄物処理法】(第8条の2・第8条の3、第15条の2・第15条の2の2) 許可対象の廃棄物処理施設に構造及び維持管理基準が適用	事前協議対象である全ての廃棄物処理施設等に構造及び維持管理基準が適用【違反時には過料】	条例根拠としては岐阜県、鳥取県に次ぎ全国3番目
	事故防止等措置(第30条第3項)	【廃棄物処理法】(第21条の2) 政令規定施設における生活環境の保全上の支障(のおそれ)が生じる事故発生時の応急措置等の状況に係る報告規定 【国の通知】 廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針	法8条第1項・第15条第1項に規定する施設の設置者による事故防止等措置を講ずることの義務付け。【違反時には勧告・公表】	全国初かどうか不明
施設の運営状況説明の実施(第30条第5項)		法政令第7条の2に規定する施設の設置者による施設の運営状況説明の実施の義務付け。【違反時には勧告・公表】 ・説明対象：周辺居住者等 ・説明回数：年1回以上	全国初かどうか不明	

県外搬入事前協議条例	県外産業廃棄物の搬入事前協議	なし	法律上にはない制度（従来は指導要綱で実施）	条例根拠としては岐阜県、三重県、香川県に次ぎ <u>全国4番目</u> 3県統一条例は <u>全国初</u> 条例によるリサイクル目的のみの搬入承認は香川県に次ぎ <u>全国2番目</u>
	（環境保全協力金）（第5条）	なし	<u>全く新たな制度</u>	（環境保全協力金は <u>全国初</u> ）
共通	罰則等（循環型地域社会形成条例第34条、県外搬入事前協議条例第8条）	【廃棄物処理法】（第5章〔第25条～33条〕）、【建設リサイクル法】（第7章〔第48条～53条〕） <u>懲役及び罰金</u>	<u>過料（勧告違反時は公表）</u>	

「上乘せ」「横出し」とは

地方公共団体の条例においては、法令と同一の目的による規制について、地域の実情を踏まえつつ、国の法令が定める規制基準よりも厳しい基準を設定している場合がある。このような規制態様は、いわば「法令の設定した基準」を「縦の方向（規制を強化する方向）」に「上積み」するものといえるので、これを「上乘せ」と表現し、そのような態様からなる条例のことを一般に「上乘せ条例」と呼んでいる。

また、法令と同一の目的による規制について、地域の実情を踏まえつつ、国の法令が規制の対象としていない事項について規制している場合もある。このような規制態様は、いわば「法令の設定した規制の幅」を「横の方向」に広げるものといえるので、これを「横出し」と表現し、そのような態様からなる条例のことを一般に「横出し条例」と呼んでいる。

「上乘せ条例」と「横出し条例」の共通点、相違点をまとめると次のようになる。

		上乘せ条例	横出し条例
共通点	いずれも右のような趣旨・発想に基づく。	全国規模の画一的な規制にとどまらず、地域の実情を反映させることにより、規制の実効性を高めようとする趣旨。 上記の趣旨を実現すべく、法令と同一の目的による規制について、法令による規制に当該地方公共団体独自のプラスアルファの要素を加えようとする発想。	
相違点	「プラスアルファ」の方向性	同じ規制対象について縦方向（規制を強化する方向）に上積みする。	横方向に幅（規制対象）を拡げる。

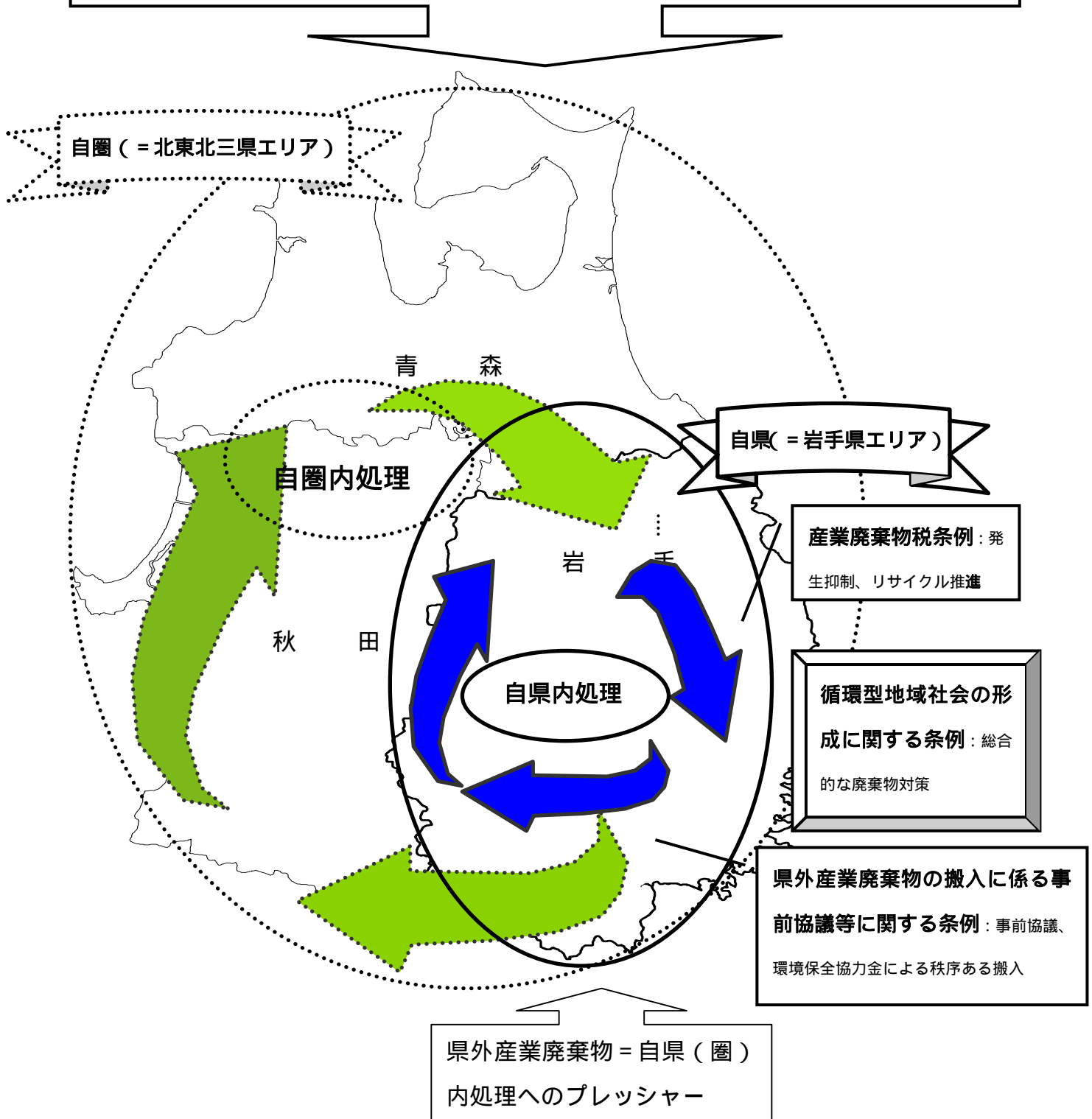
1 循環型地域社会の形成に関する条例

自県(圏)内処理の原則【第2章§7】

自県(圏)内処理 = 「地域で発生した産業廃棄物は、その地域で循環的に処理する」こと

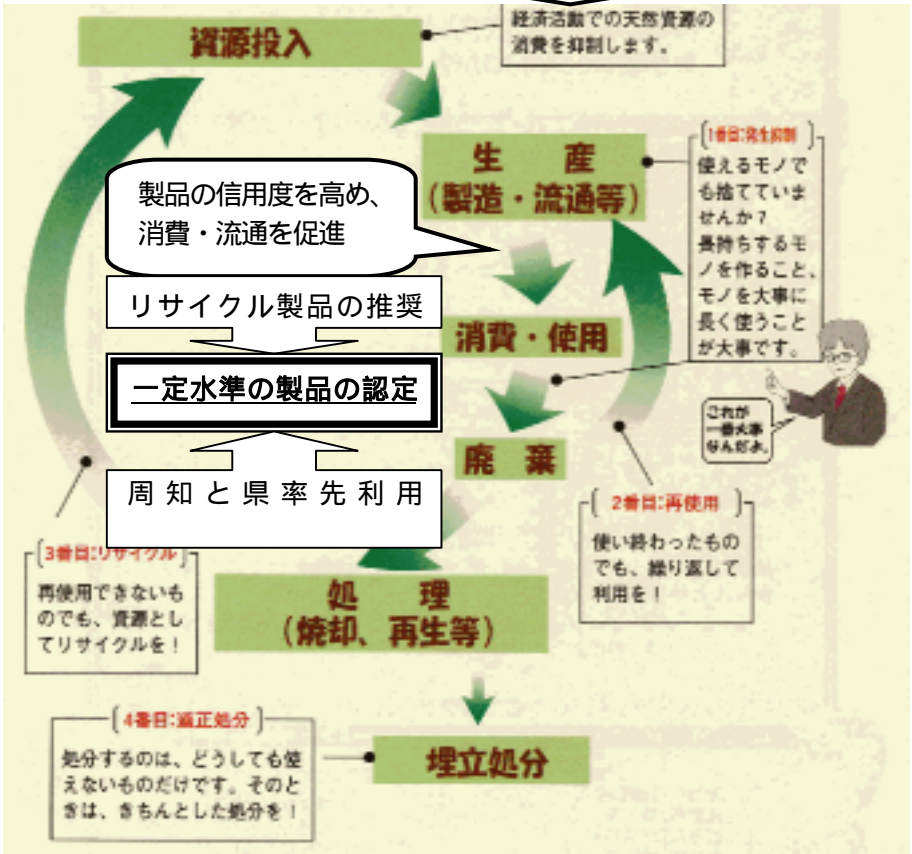
処理責任のある排出者による行政及び住民の目が届く範囲での適正処理

地域ゼロエミッションの実現

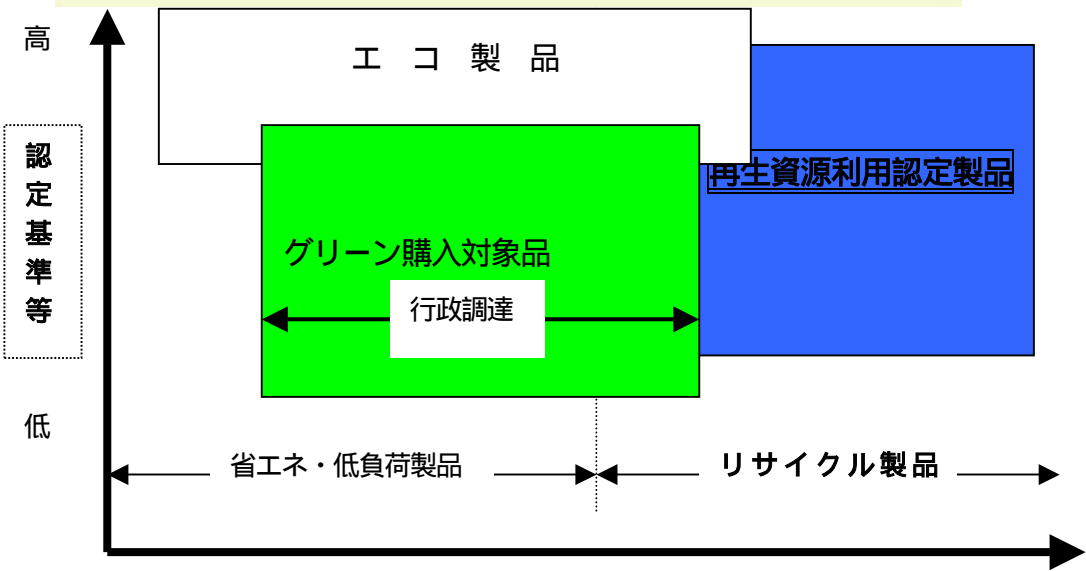


再生利用の促進（再生資源利用認定製品認定制度）【第3章 § 10～ § 12】

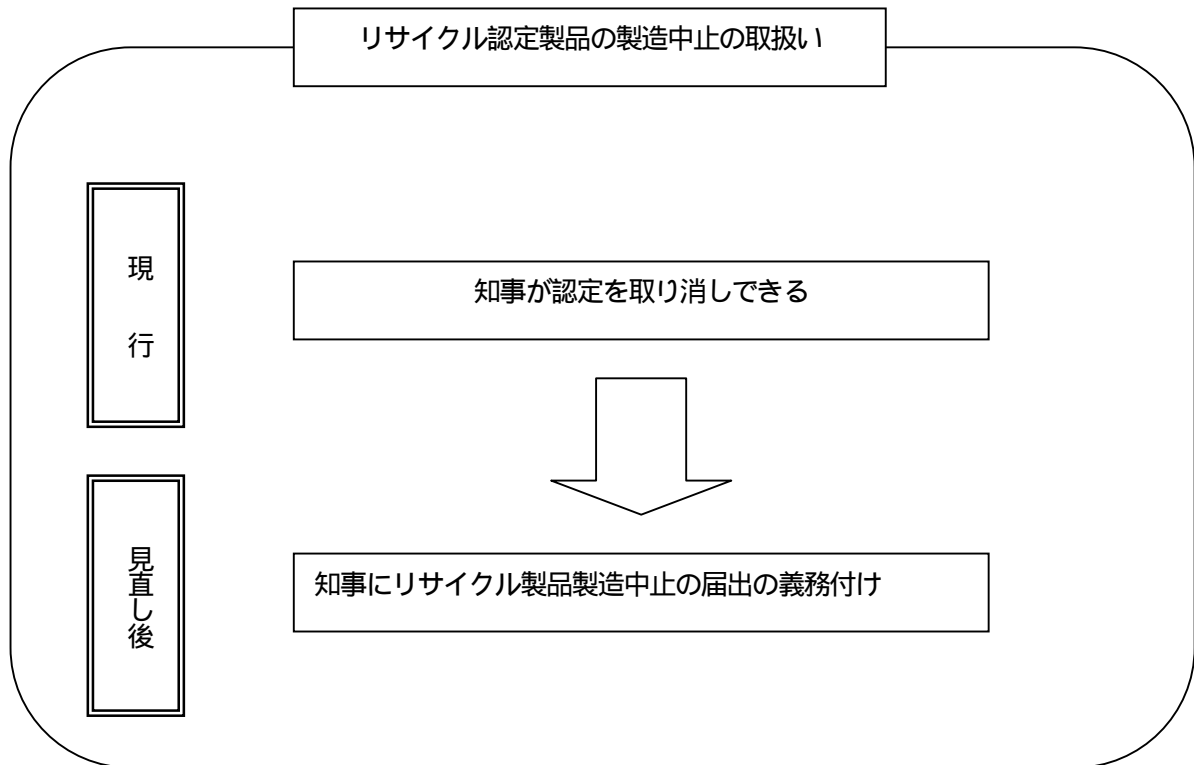
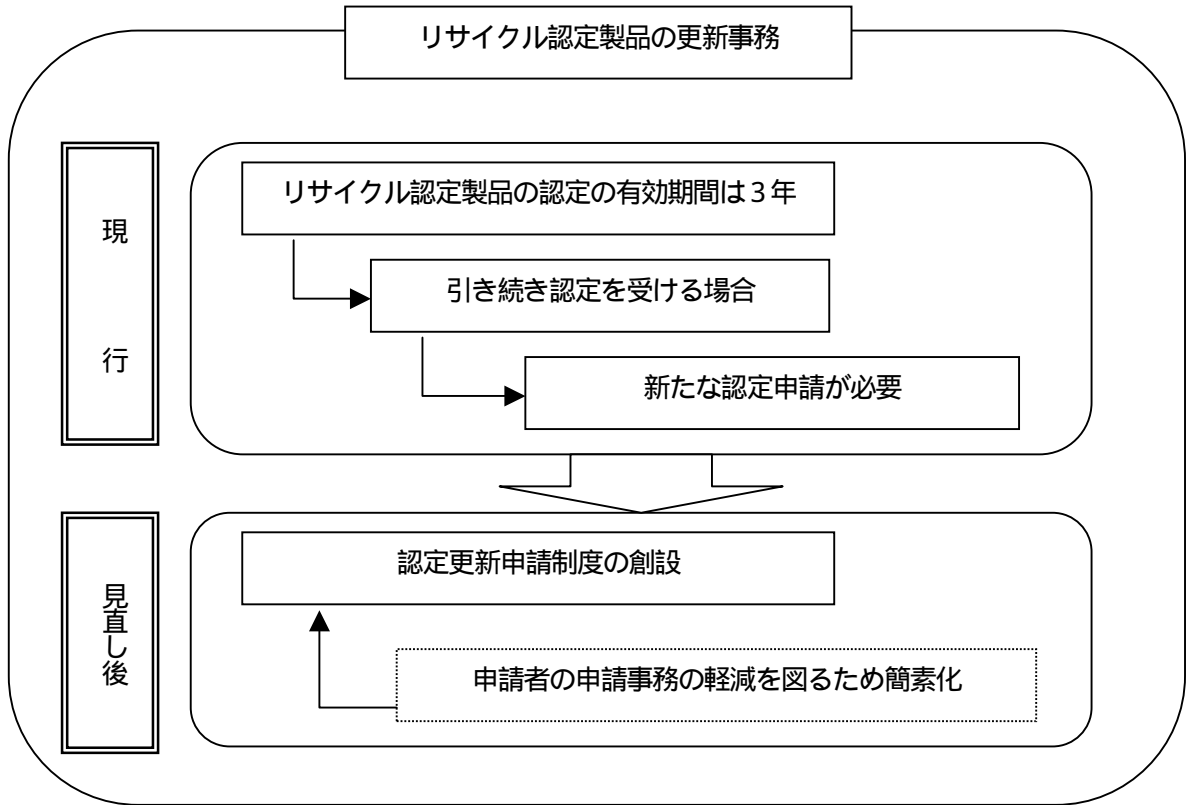
- 1 循環型地域社会の実現には再生資源の利用（リサイクル）が不可欠である。
- 2 しかし、リサイクル製品については、コスト高や品質への不安から、需要が伸びていない状況にある。
- 3 このため、リサイクル製品の信用を高め、需用を拡大する方策が求められている。



再生資源利用認定製品とエコ製品等との関係

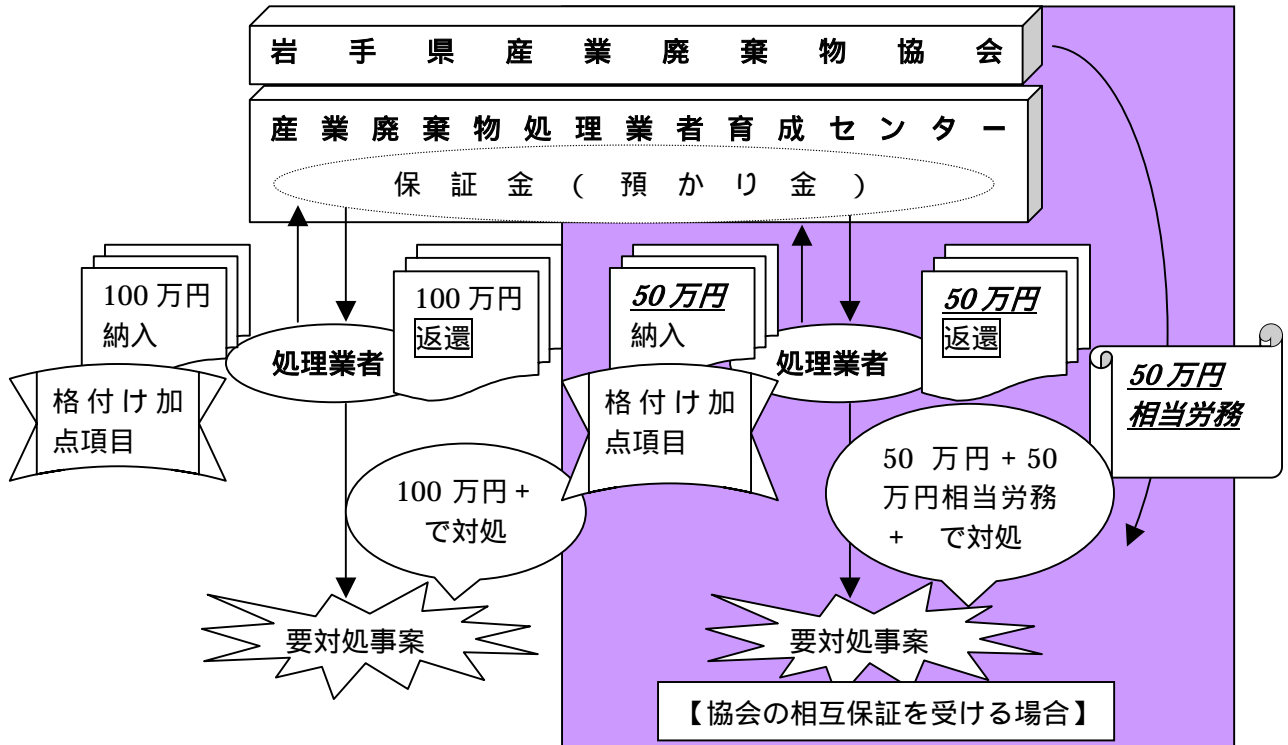
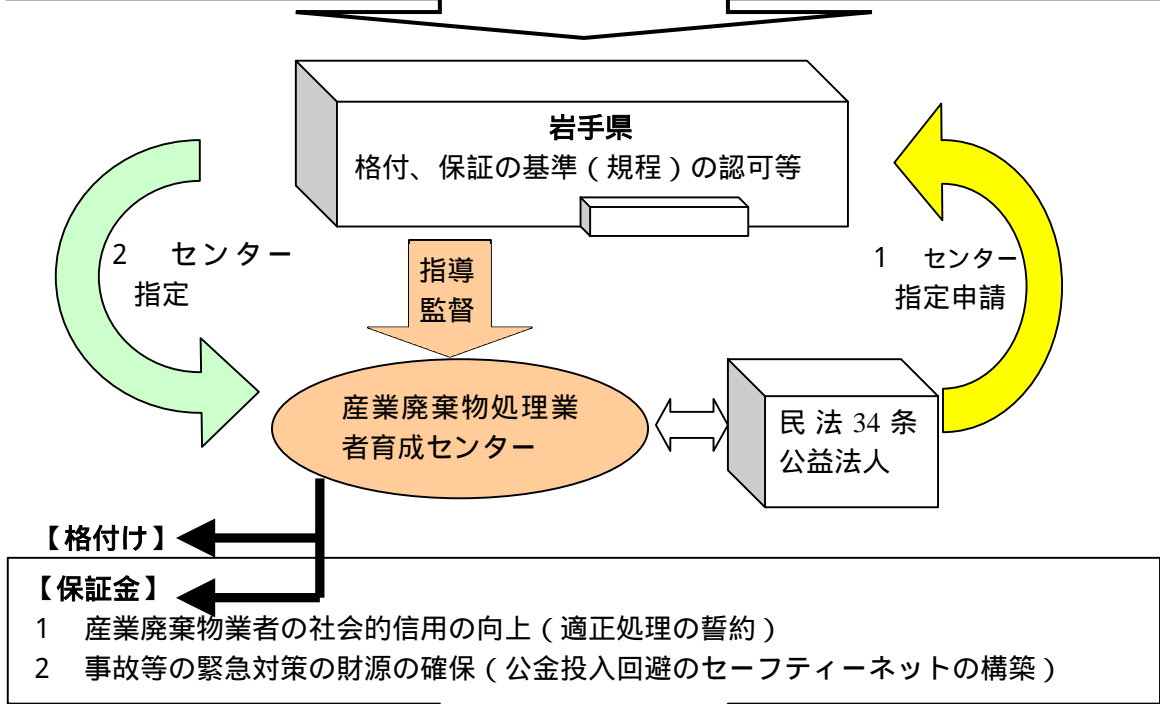


認定の更新、製造中止の届出について § 10 、



優良な産業廃棄物処理業者の育成【第4章 §13～§18】

- 1 循環型地域社会形成を推進するためには、産業廃棄物処理業者の担う役割は極めて重要であること。
- 2 上記のため一層の産業廃棄物処理業者の優良育成が重要であること（県産業廃棄物協会と連携）。

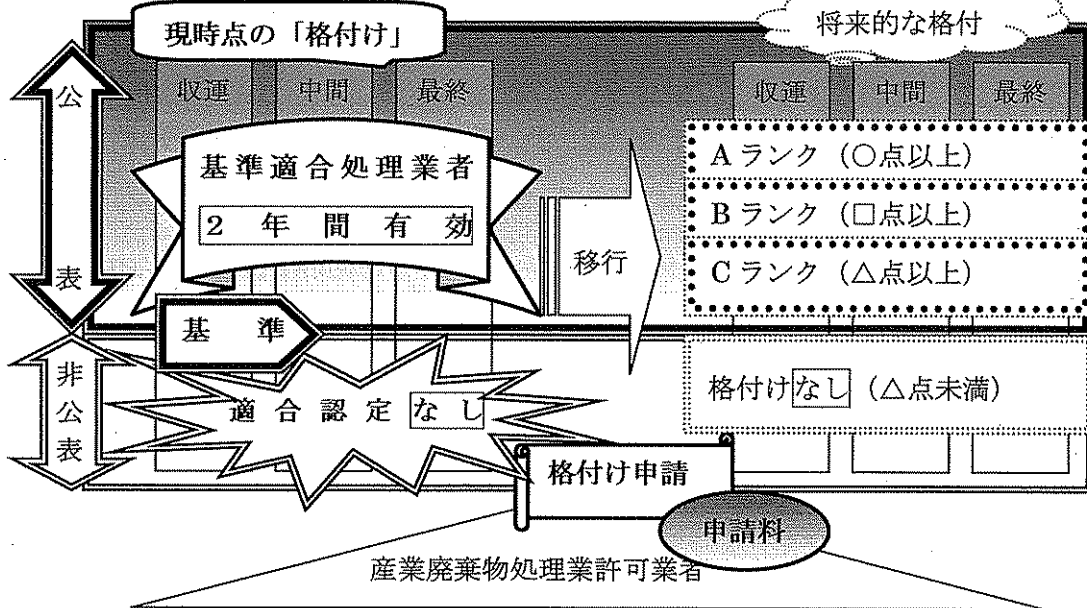


産業廃棄物処理業者の格付け制度

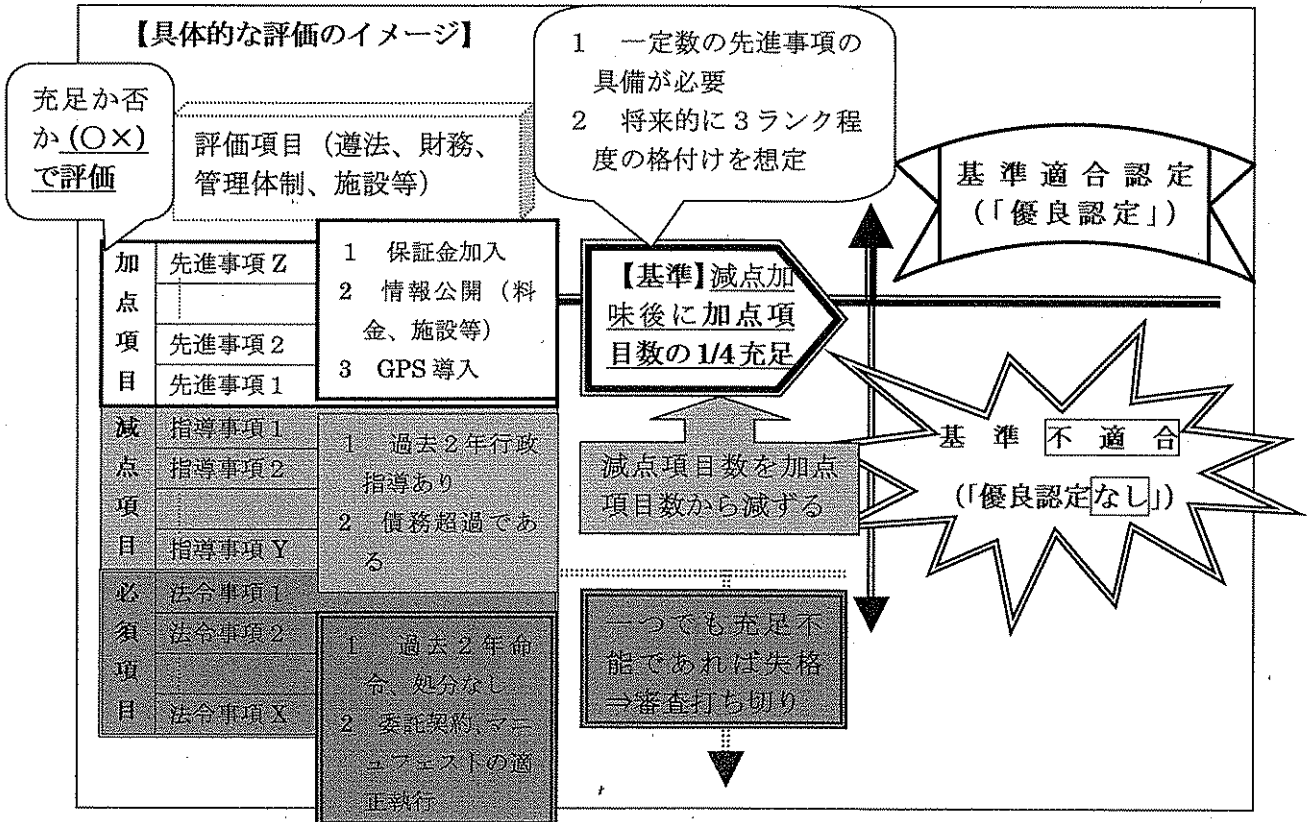
【格付けの狙い】

- 1 排出事業者の業者選定の情報提供（排出事業者への法的責任追求リスクの回避）
- 2 優良な処理業者に委託が集中（悪質な処理業者の淘汰）

【格付け制度全体のイメージ】



【具体的な評価のイメージ】



許可の取消し等の基準【第5章（§19）】

現状

廃棄物処理業者、施設設置者が法に定める要件に該当した場合、県はその許可を取消し又は停止することができる。→廃棄物処理法 § 9 の 2、 § 9 の 2 の 2、 § 14 の 3、 § 14 の 3 の 2、 § 14 の 6、 § 15 の 2 の

6、 § 15 の 3

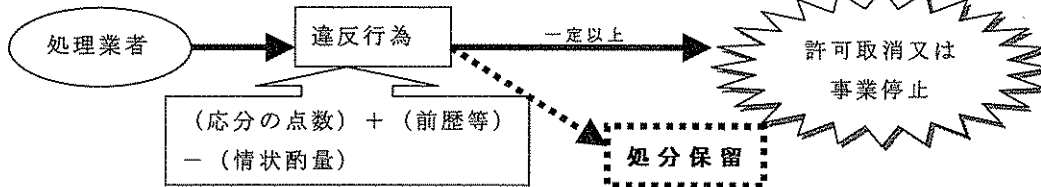
- 問題点：①産業廃棄物処理業者の行政処分に対する意識が必ずしも高くないこと。
 ②処分基準が明らかとは言えず、違法行為に対し即座に行政処分に踏み込めないこと。
 ③行政処分が県の裁量で行われるため、処分内容が恣意的になる虞があること。
 ④適正かつ迅速な行政処分の判断が、施設設置者に対しても同様に求められること。

行政処分の基準を点数制へ

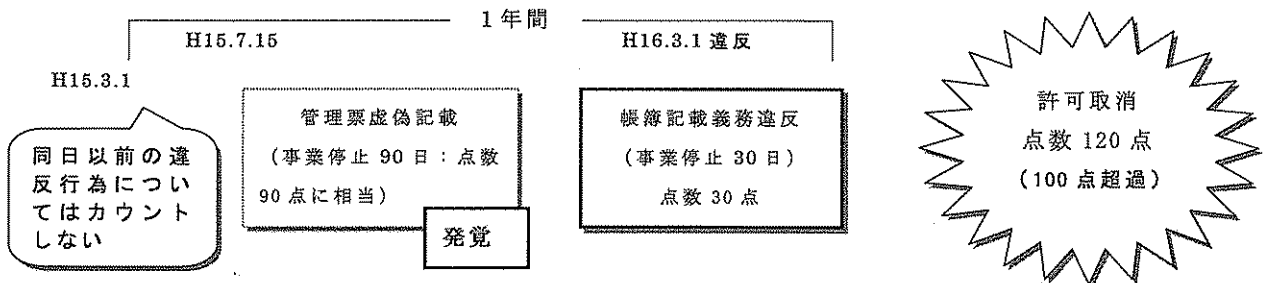
- ・ 処分基準の明文化により産業廃棄物処理業者に対し抑止効果が期待できる。
- ・ 客観的基準の設定により、適正かつ迅速な行政処分の判断が担保される。

点数制度の概要

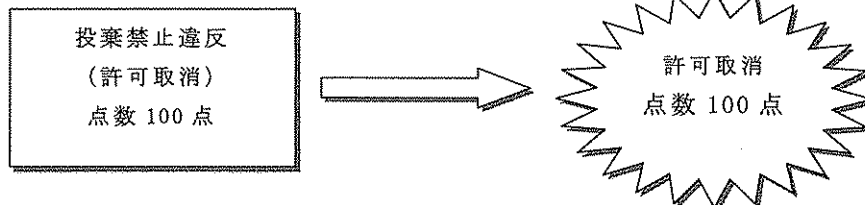
知事は、廃棄物処理法及び循環型地域社会形成条例に違反した業者に対し、違反行為の内容に応じて定められた点数等を記録し、直近の違反行為から過去1年間に一定の点数に達した場合は、許可取消又は事業停止処分を行うものとする。



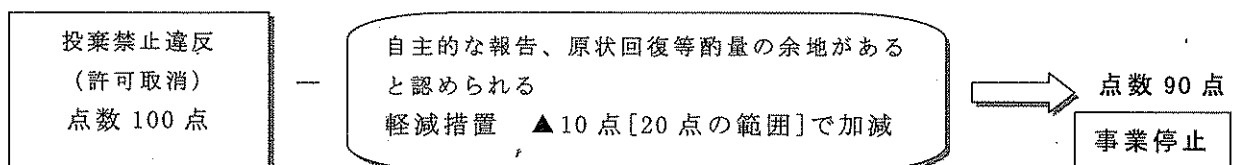
【例1】A業者が1年間に産業廃棄物管理票虚偽記載（廃棄物処理法 § 12 の 4）、帳簿記載義務違反（同法 § 12）に該当した場合



【例2】B業者が不法投棄した場合～投棄禁止違反（廃棄物処理法 § 16）

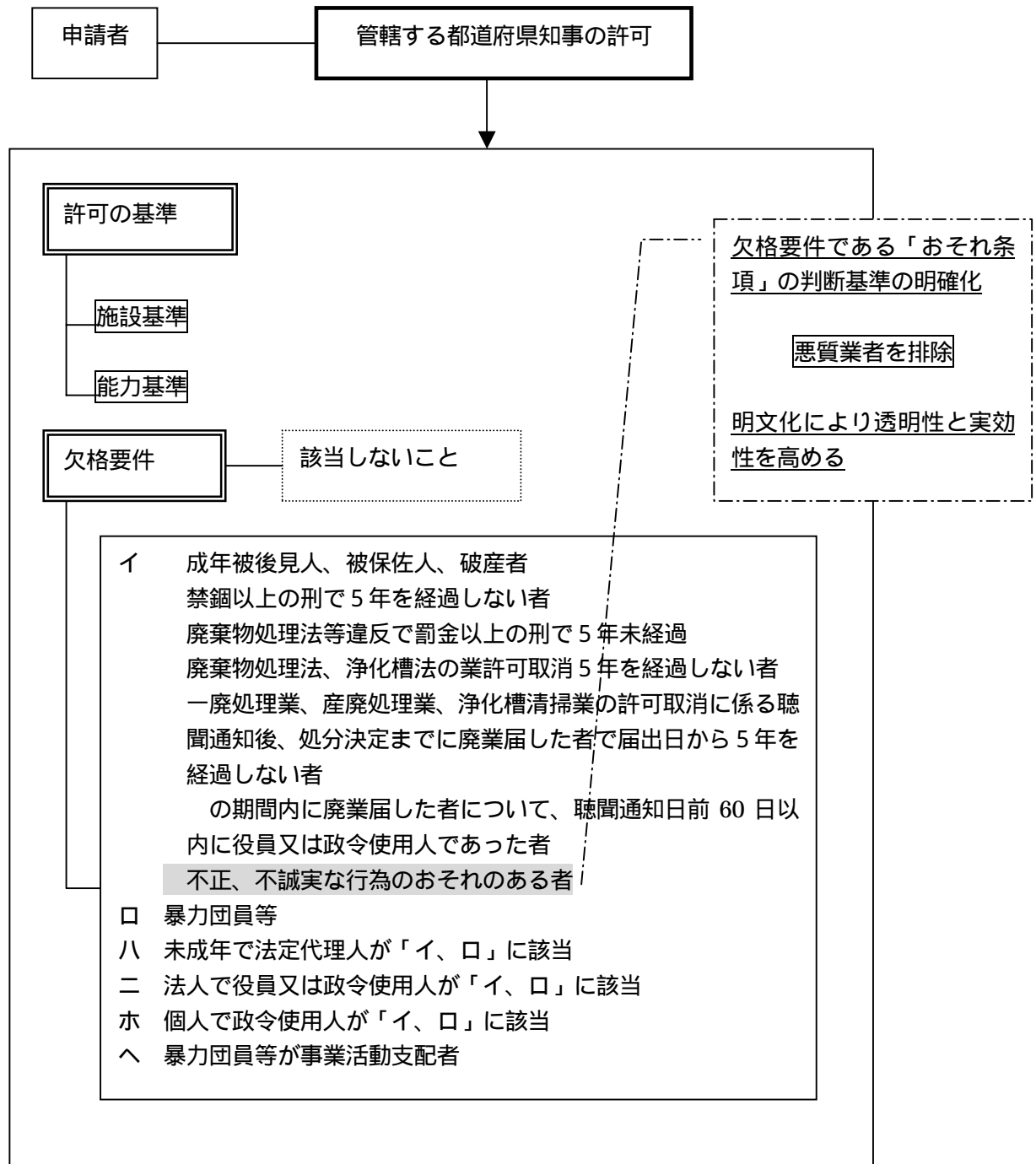


【例3】C業者が不法投棄したが、初めての違反であり自主的に原状回復した場合（投棄禁止違反～廃棄物処理法 § 16）

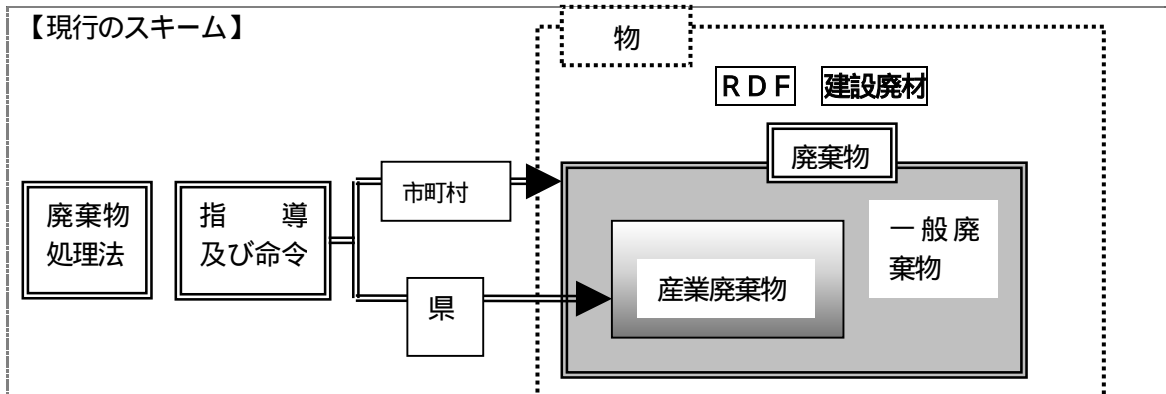


「おそれ条項」の判断基準の明確化 § 19

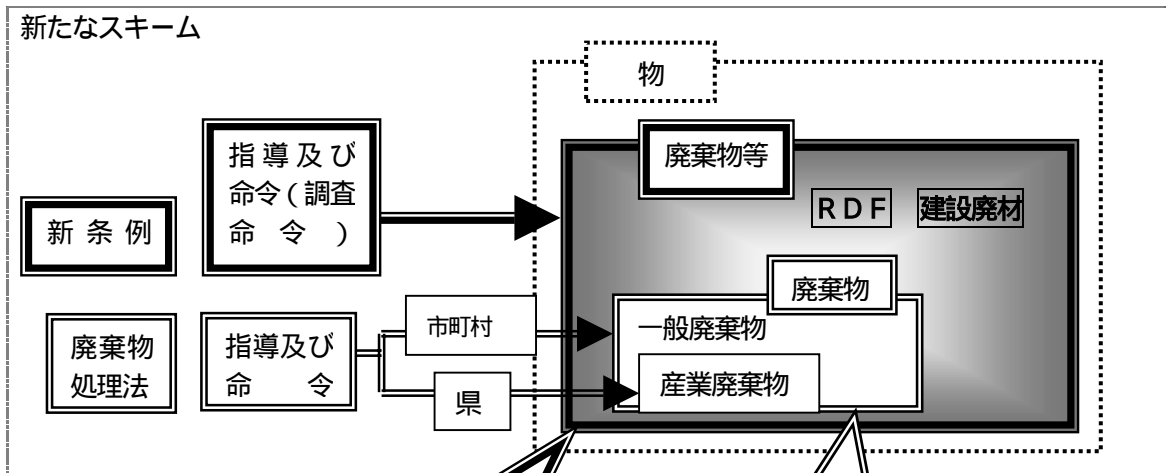
産業廃棄物処理業



廃棄物等の適正処理の促進（廃棄物等の適正保管）【第6章（§20）】



- 1 有価物を偽装した不法投棄事案等でも、廃棄物との認定がないと指導等が不可能
- 2 埋設した内容についての掘削や水質検査等調査を命じる根拠が明確とは言えない
- 3 一般廃棄物が産業廃棄物が判断が困難な場合に迅速な対応が難しい



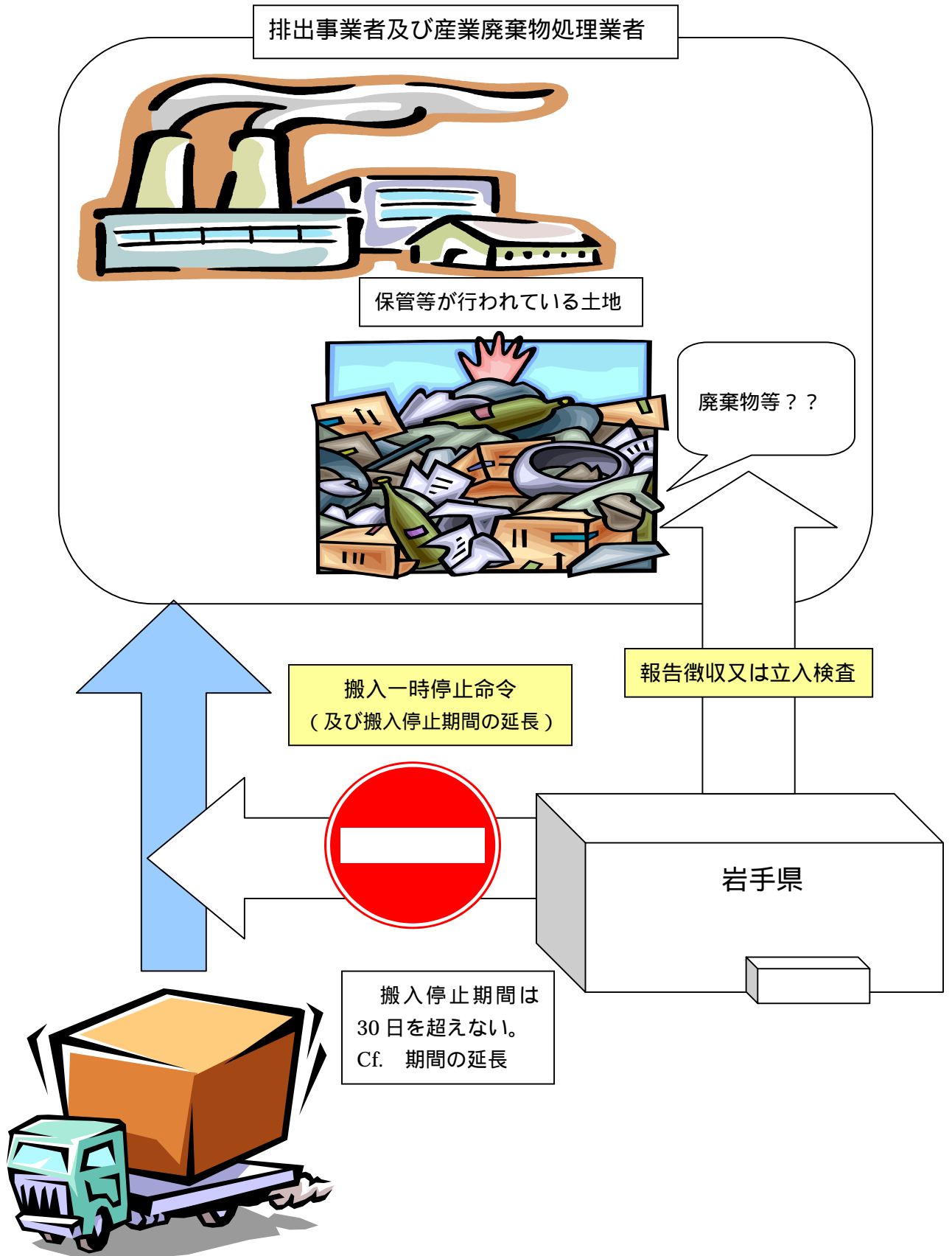
【循環型社会形成推進基本法 § 2】

- 一 廃棄物
- 二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)

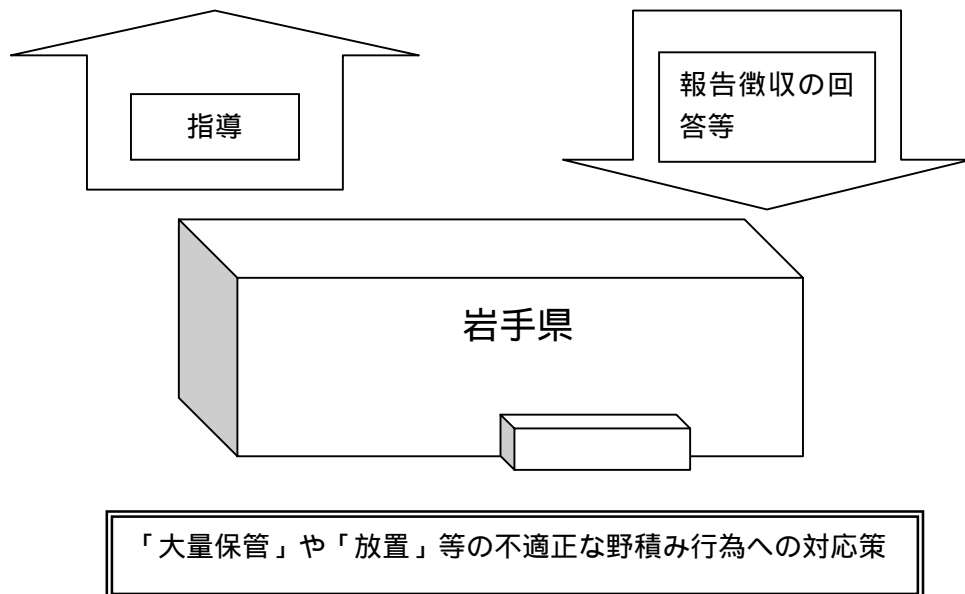
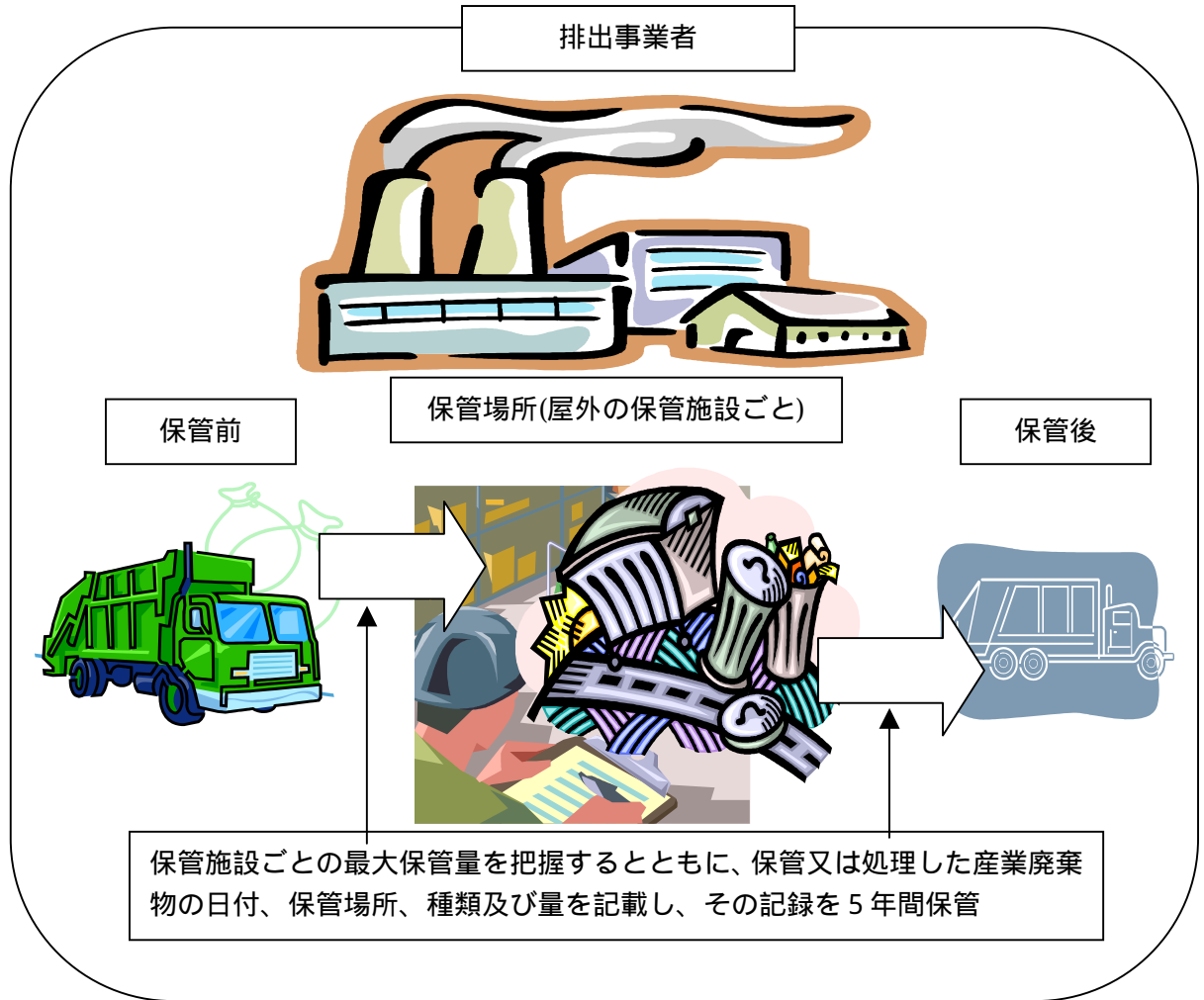
【廃棄物処理法 § 2】

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

廃棄物等の保管場所への搬入一時停止命令 §20の3

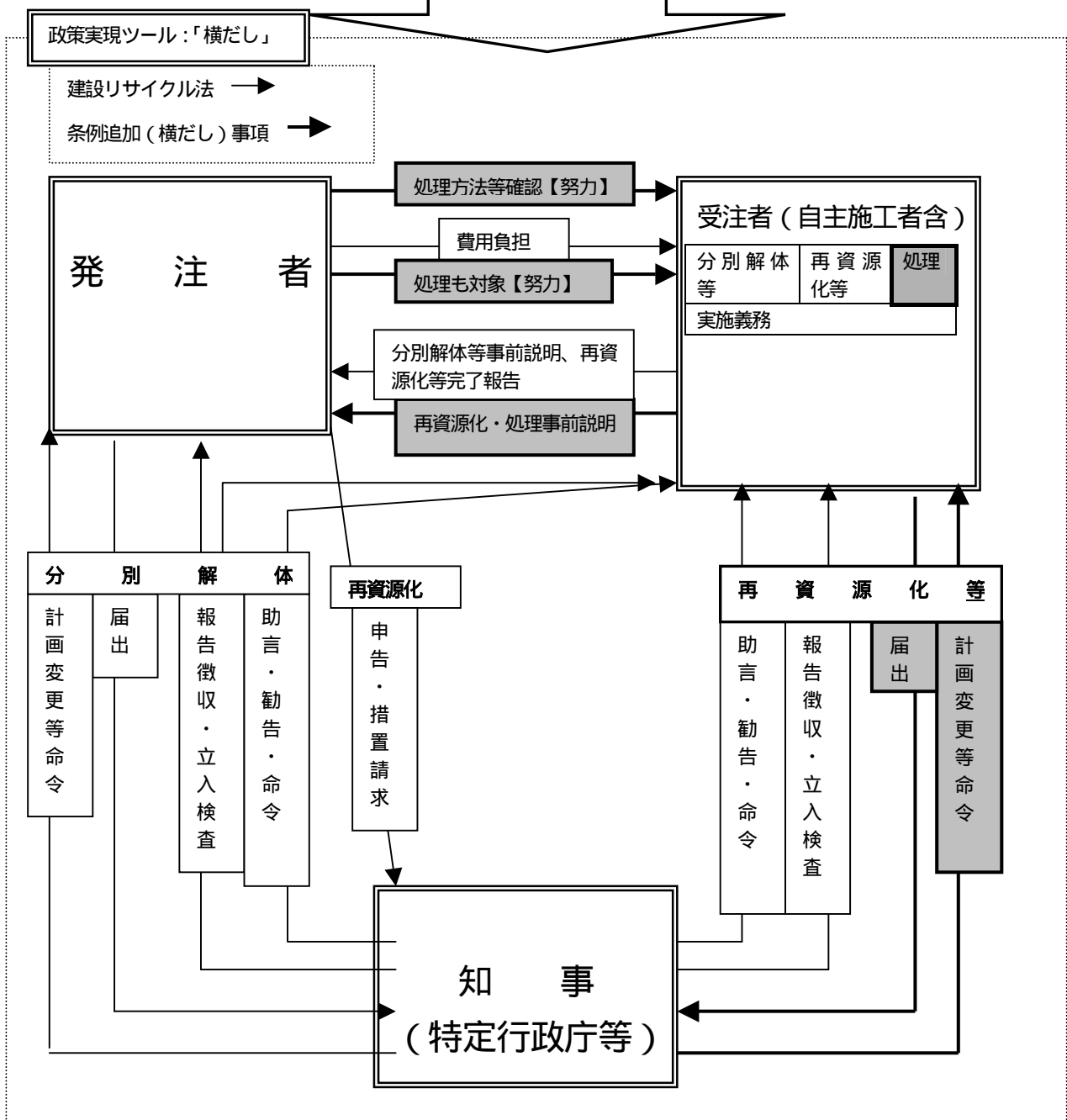


屋外保管を行う排出事業者の記録の義務付け § 20 の 2



廃棄物等の適正処理の促進（建設資材廃棄物の適正処理）【第6章（§21）】

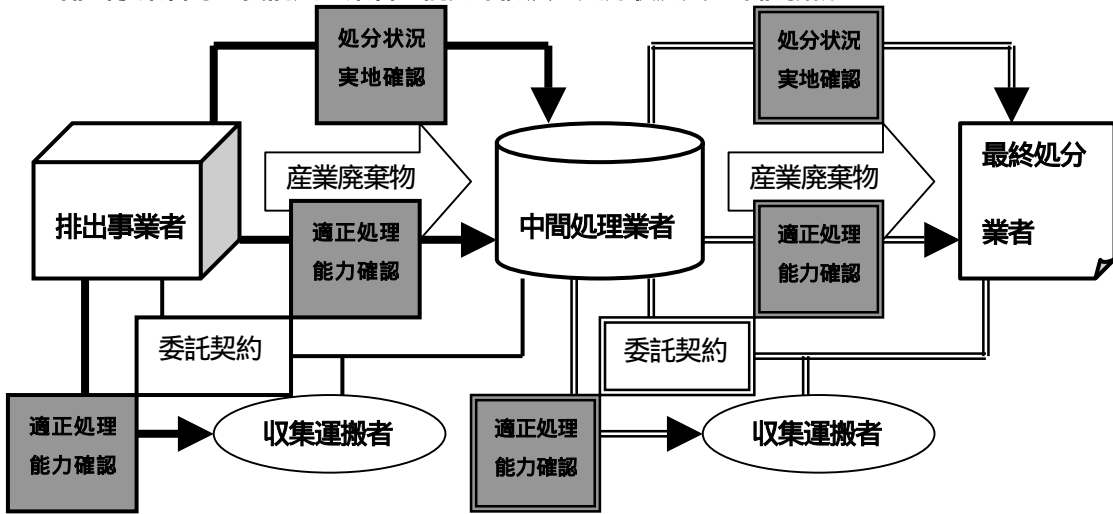
- 1 建設資材廃棄物が不適正処理された内容の大半（約7割）
- 2 建設リサイクル法は分別解体等の指導・監督が中心



原状回復の確保等（排出事業者等【第7章§22】・不適正処理関与者【同§23】の責務等）

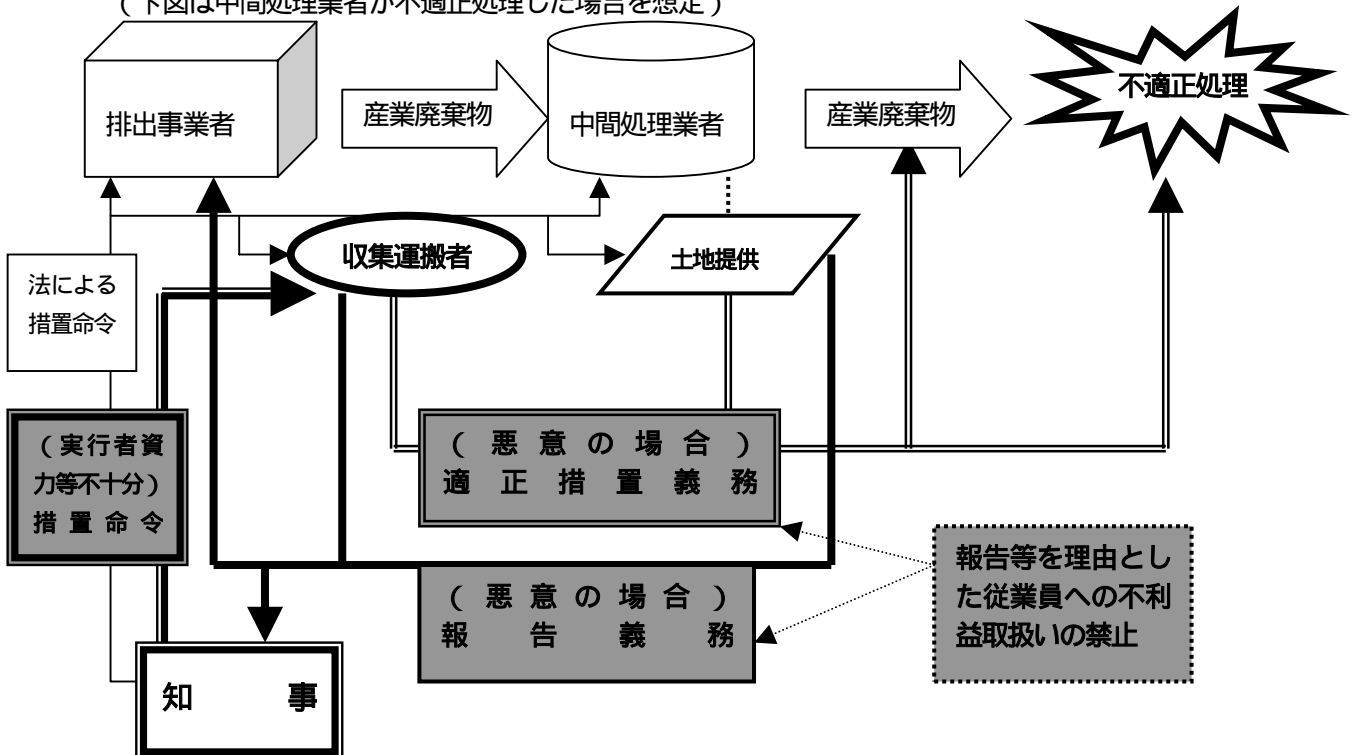
- 1 現行法は排出事業者責任を前提としているが、排出事業者に求められる注意義務が明確ではないため、未然防止措置が手薄であること。
- 2 初動対応に有益な不適正処理を知った者等からの情報提供システムが確立していないこと。
- 3 現行法での措置命令は不適正処分者等及び排出事業者のみを対象としているため、当該者の倒産等により原状回復等が困難になる場合があること。

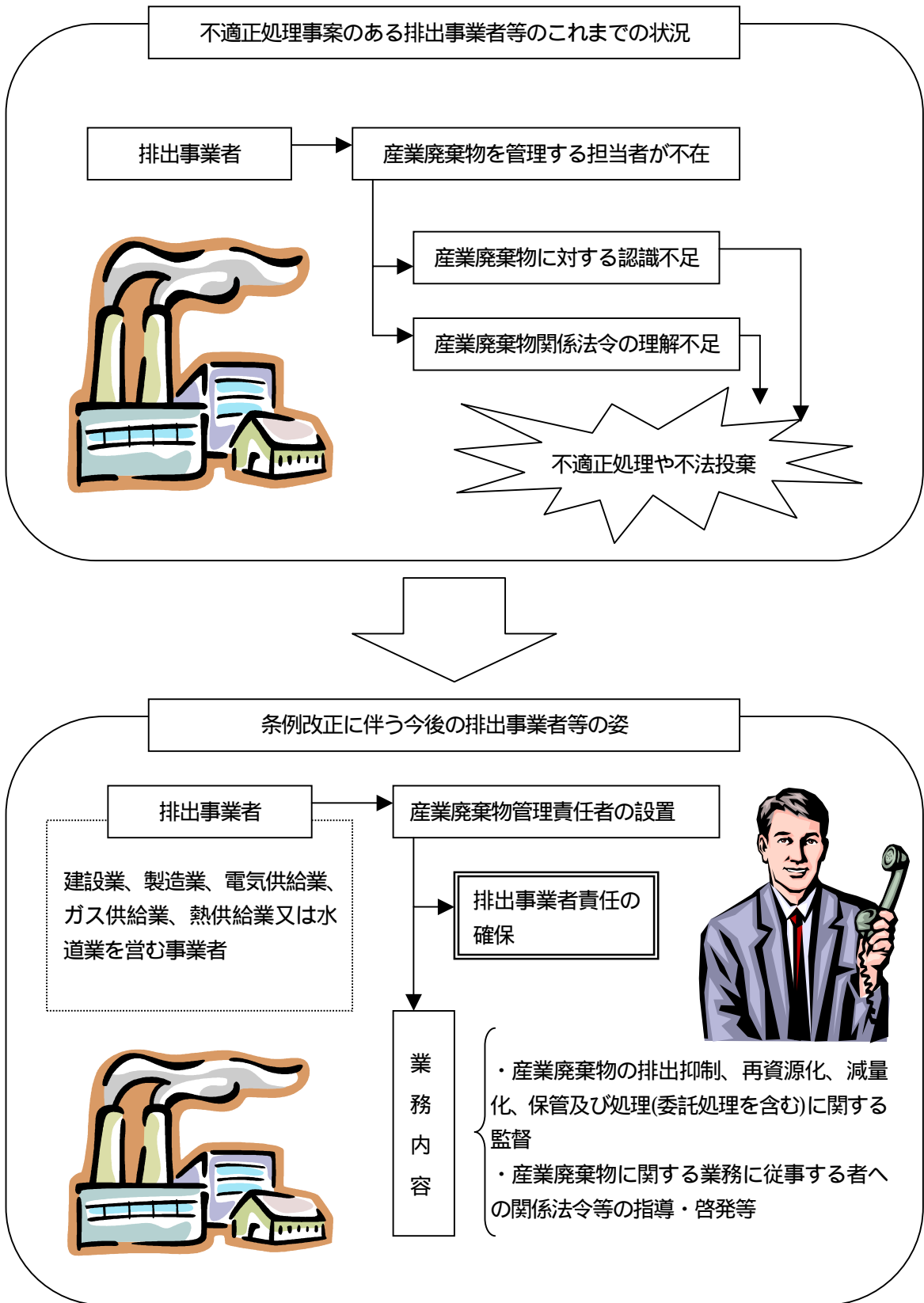
1 排出事業者等の委託処理業者の能力確認及び処分状況実地確認義務

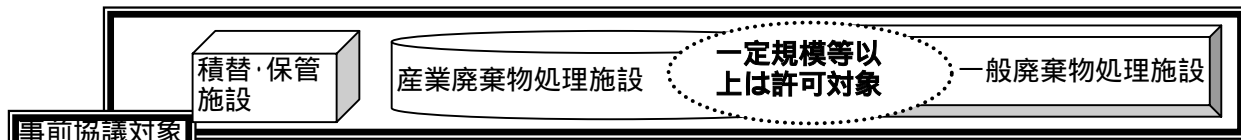


2 不適正処理関与者の報告、適正措置義務等

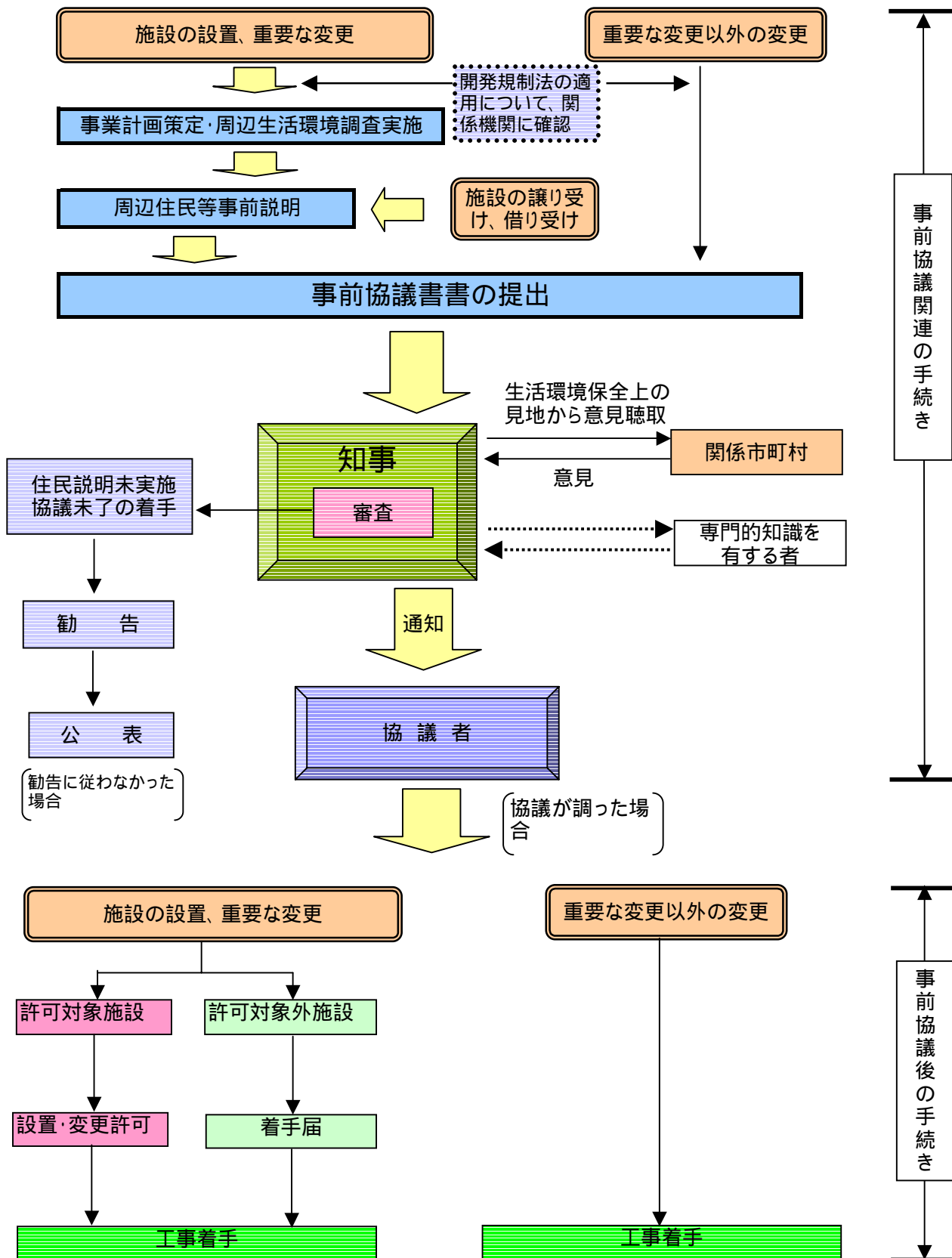
（下図は中間処理業者が不適正処理した場合を想定）







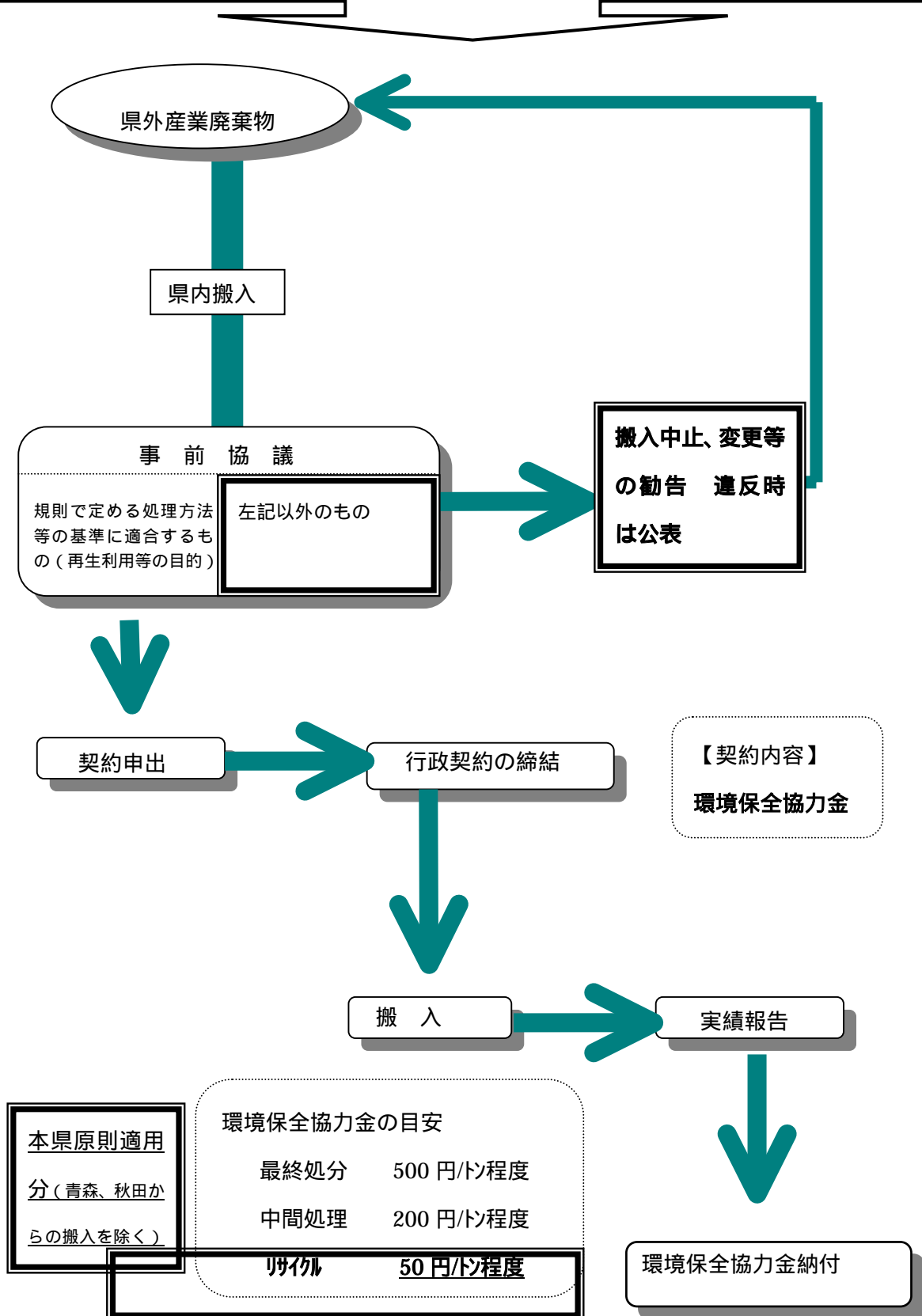
施設設置・変更に関する手続きの流れ



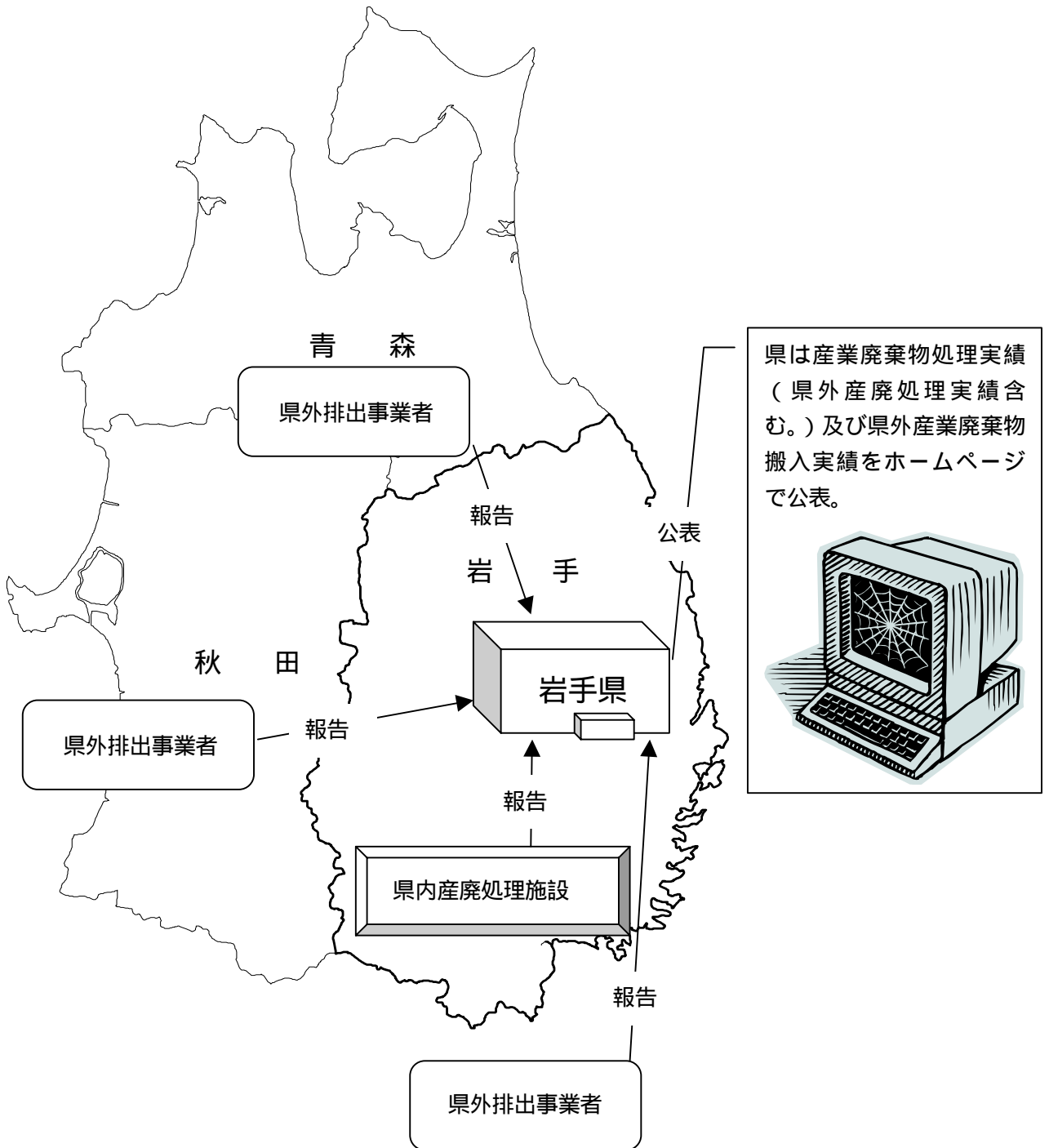
2 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

県外産業廃棄物の搬入事前協議【§2～§4】・環境保全協力金制度【§5】

- 1 循環型地域社会を形成するための産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則の実現
- 2 青森県境不法投棄事件の対象物の大半が県外産業廃棄物であったことの教訓

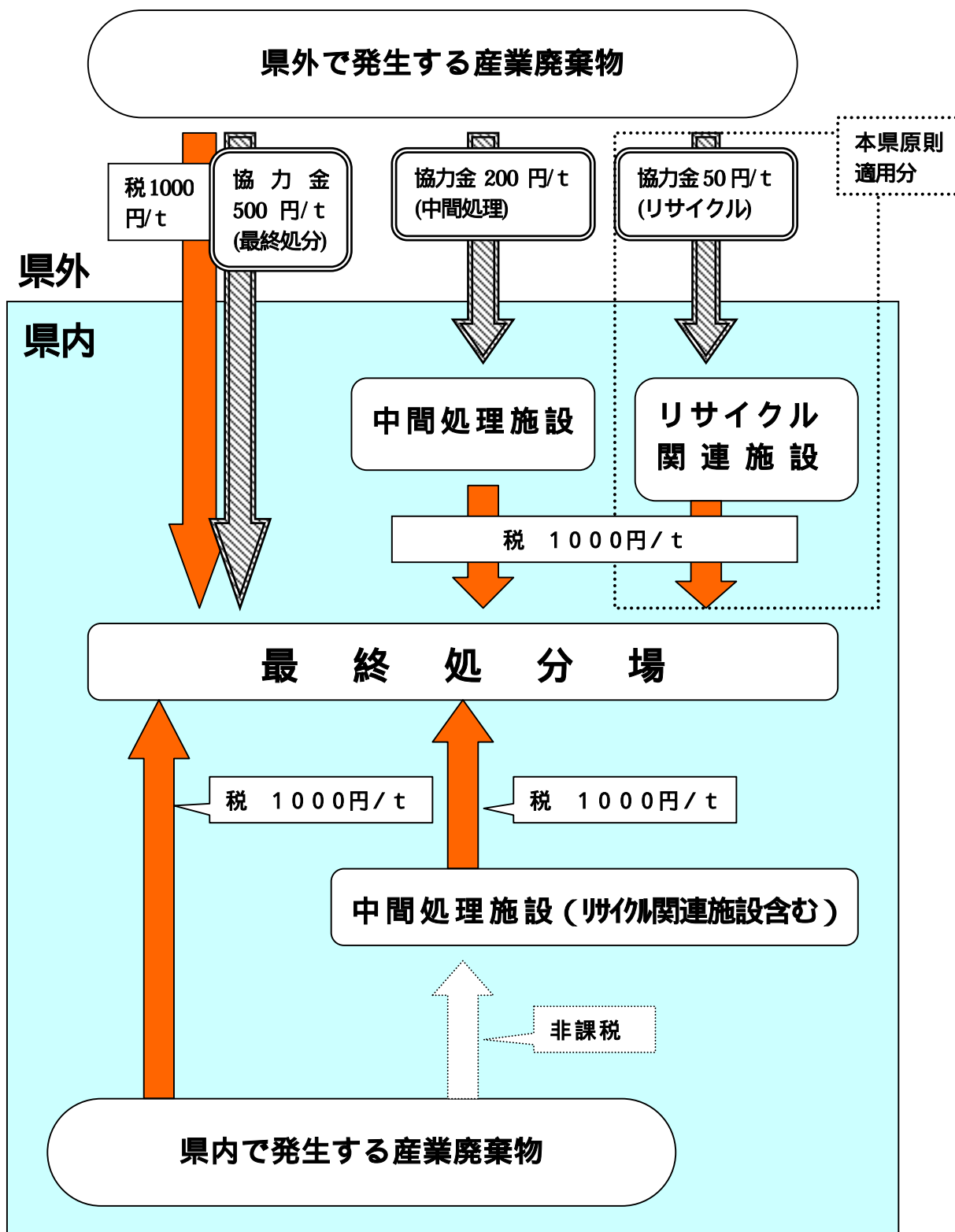


県外産業廃棄物処理状況の報告及び県外産業廃棄物の処理状況の公表 §4の2



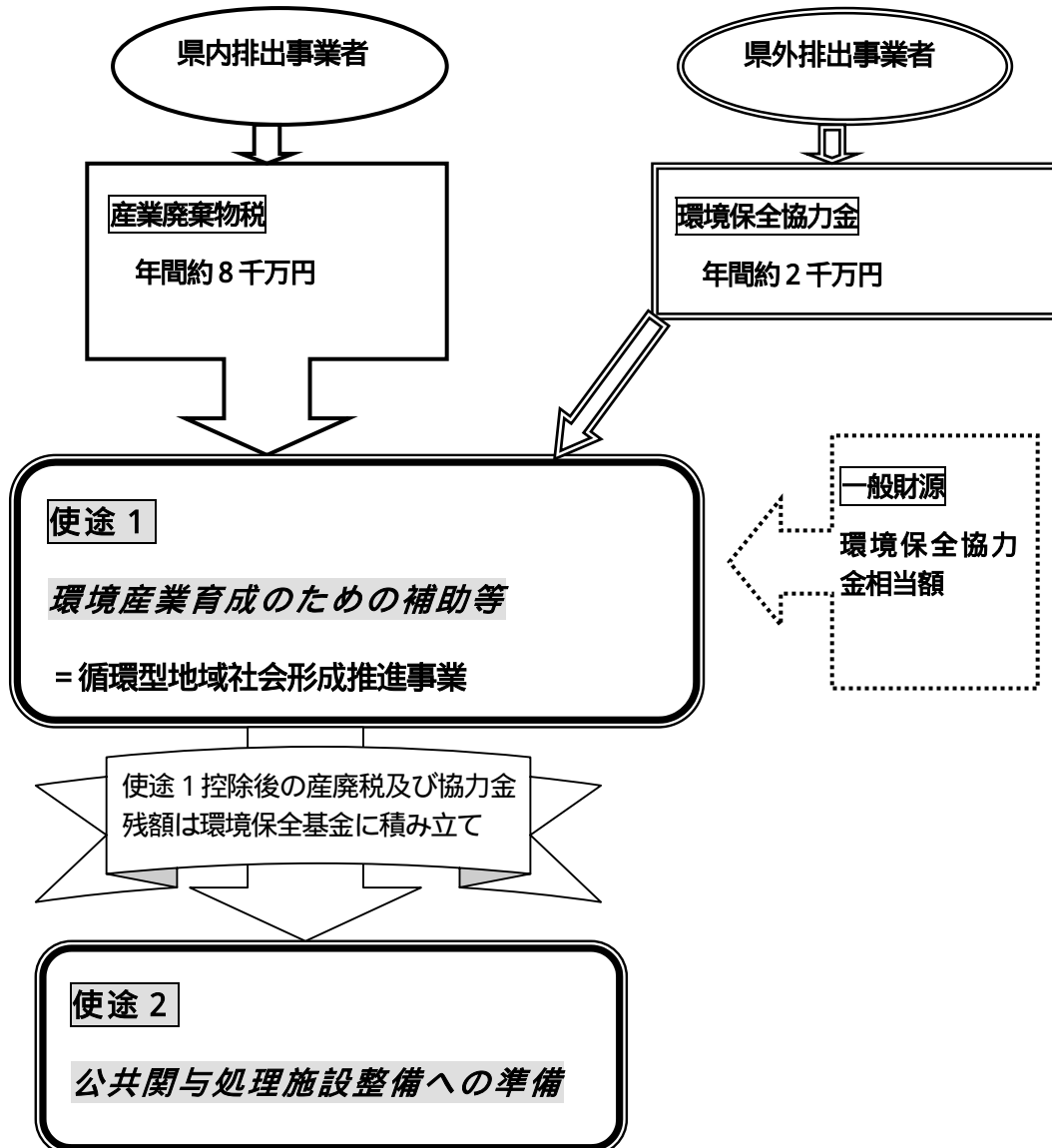
- ・施設の周辺住民をはじめ県民が県外産業廃棄物の処理状況を確認。
- ・排出元と処理先の両方のデータから適正処理を確認することができ、秩序ある搬入に資する。

産業廃棄物税と環境保全協力金の関係

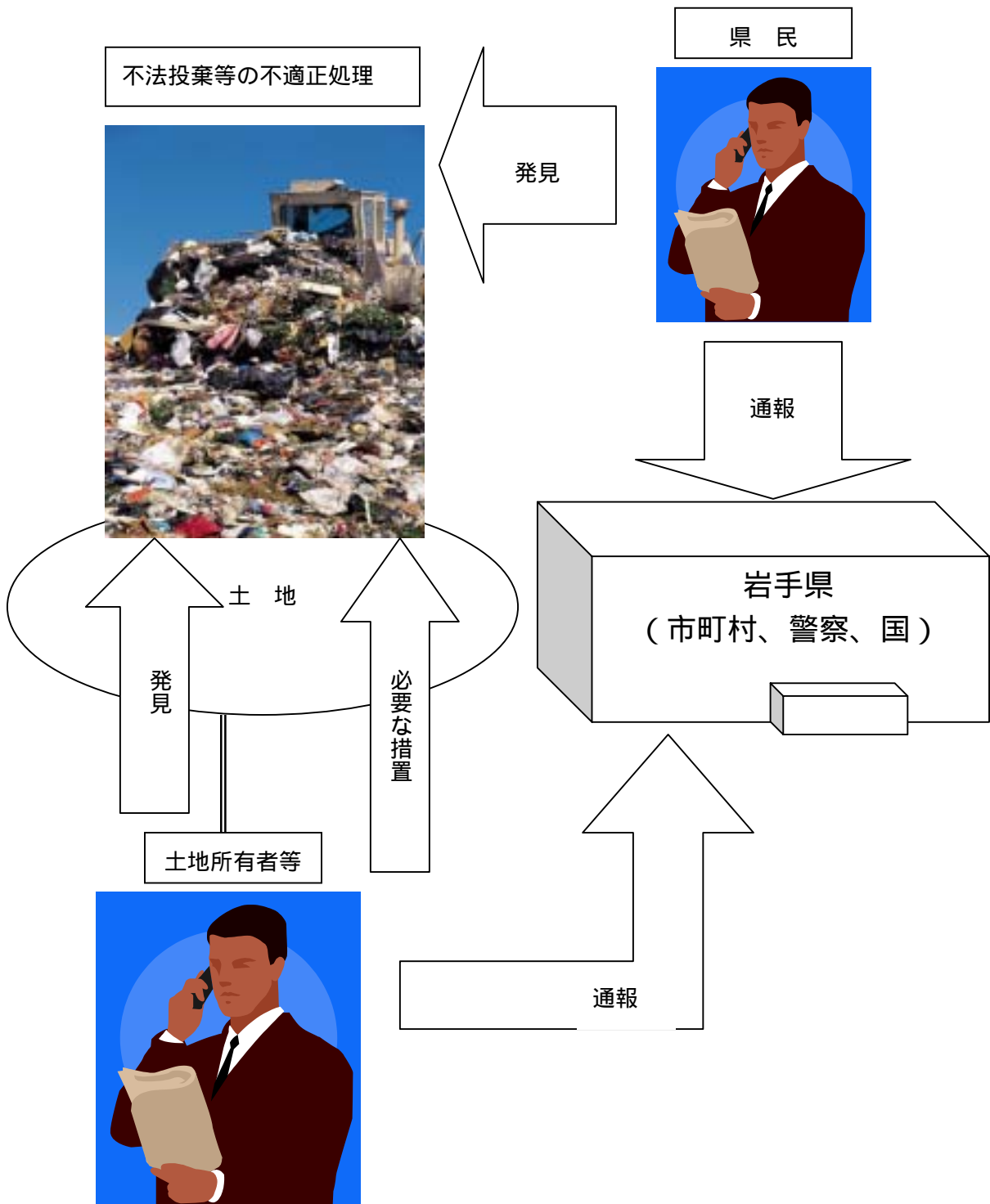


北東北三県間県外搬入の状況を可能な限り揃えるため、青森県、秋田県の両県に限り、再生目的以外の搬入も認めることから、その範囲内で 500 円/t（最終処分）及び 200 円/t（中間処理）の環境保全協力金も適用となること。

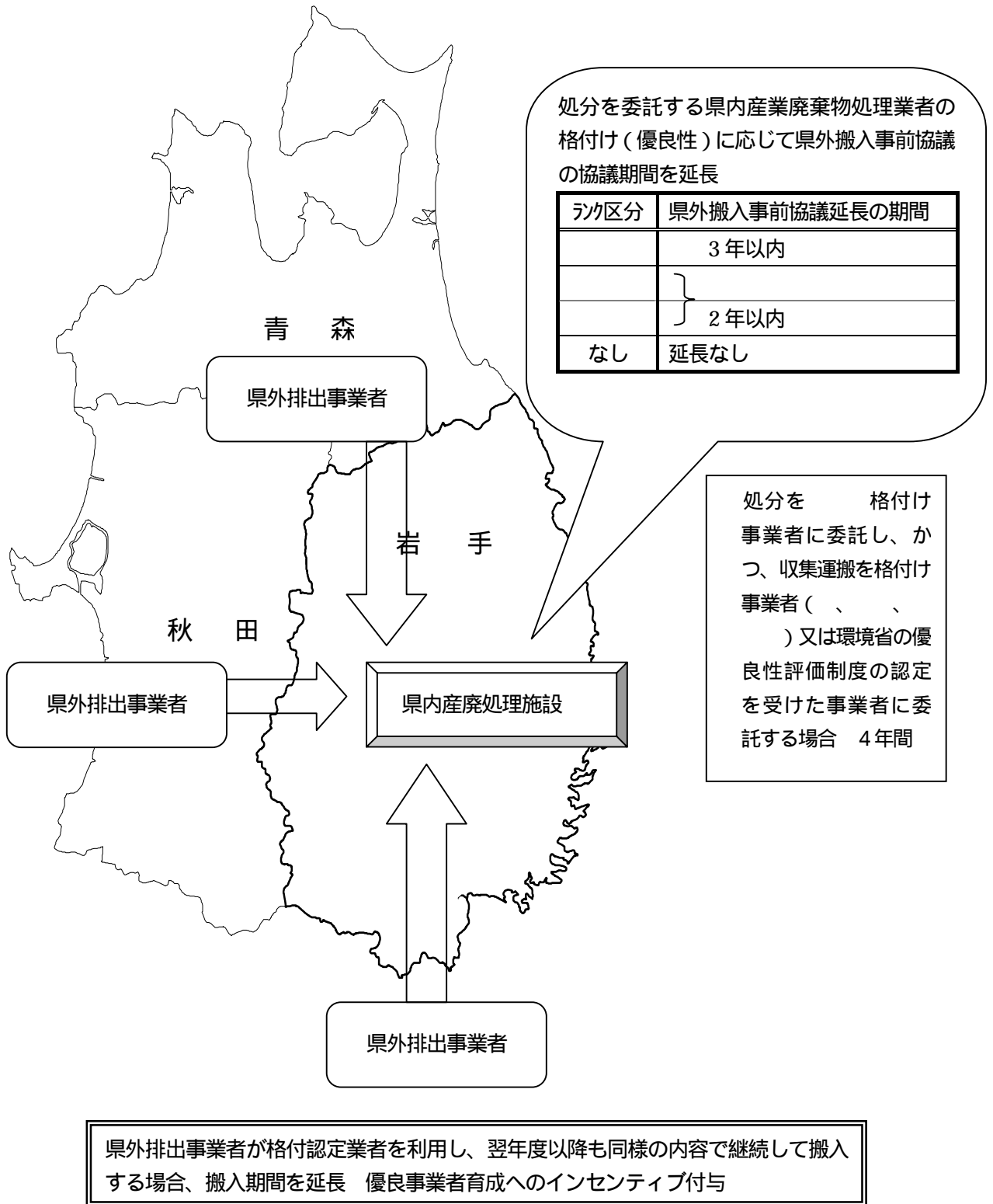
産業廃棄物税及び環境保全協力金の使途



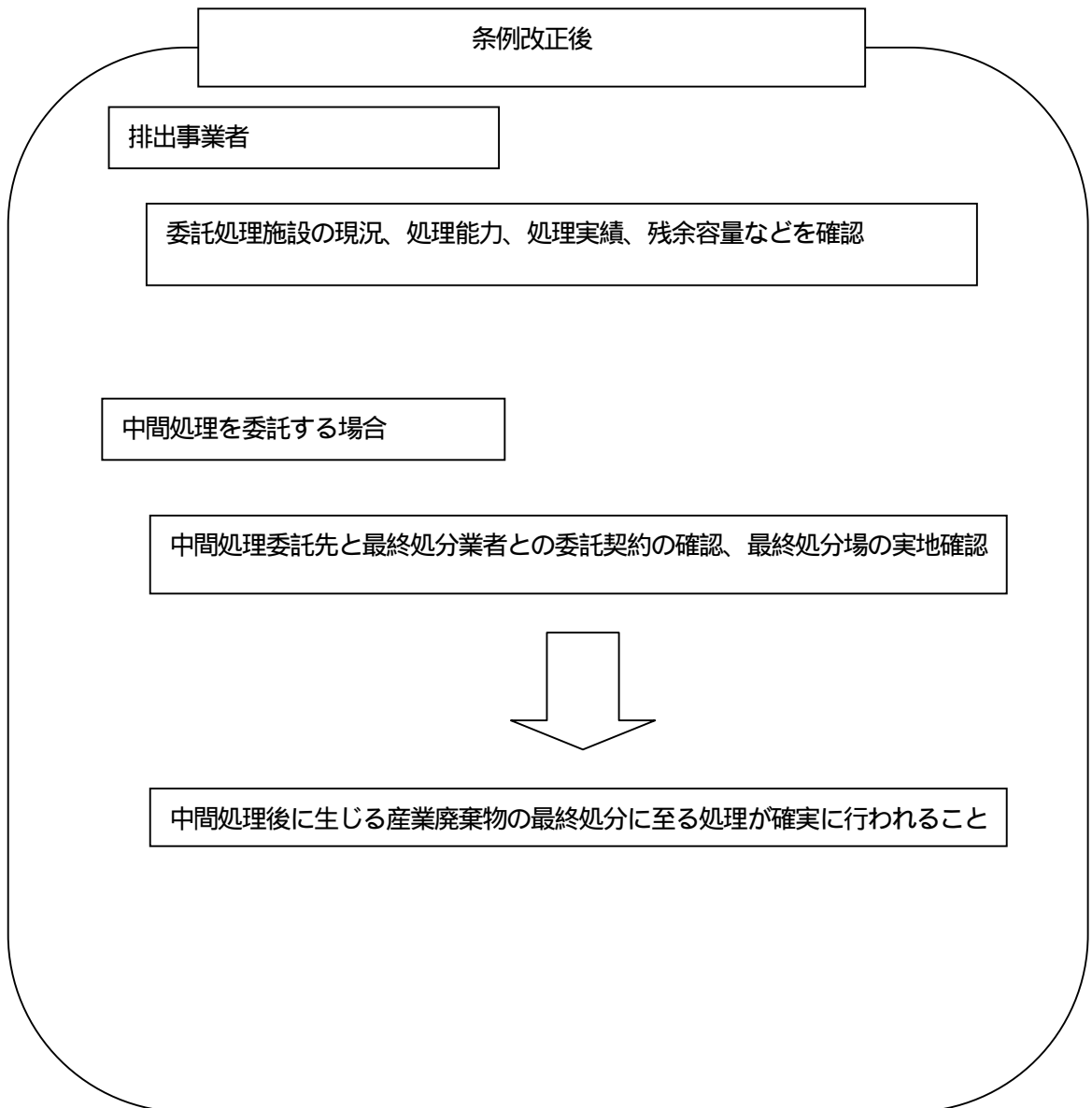
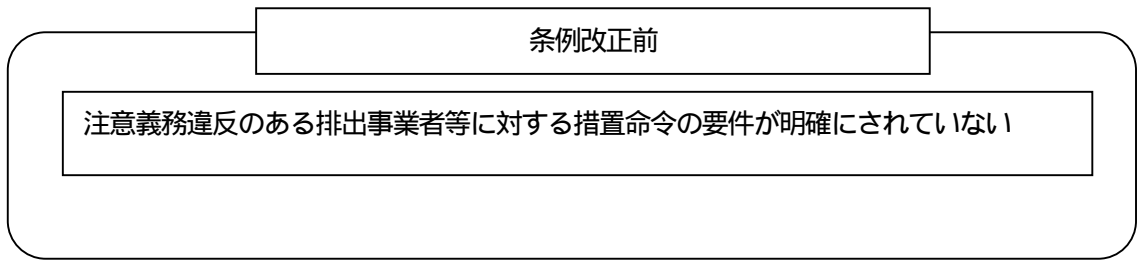
県民、土地所有者等の責務 §6

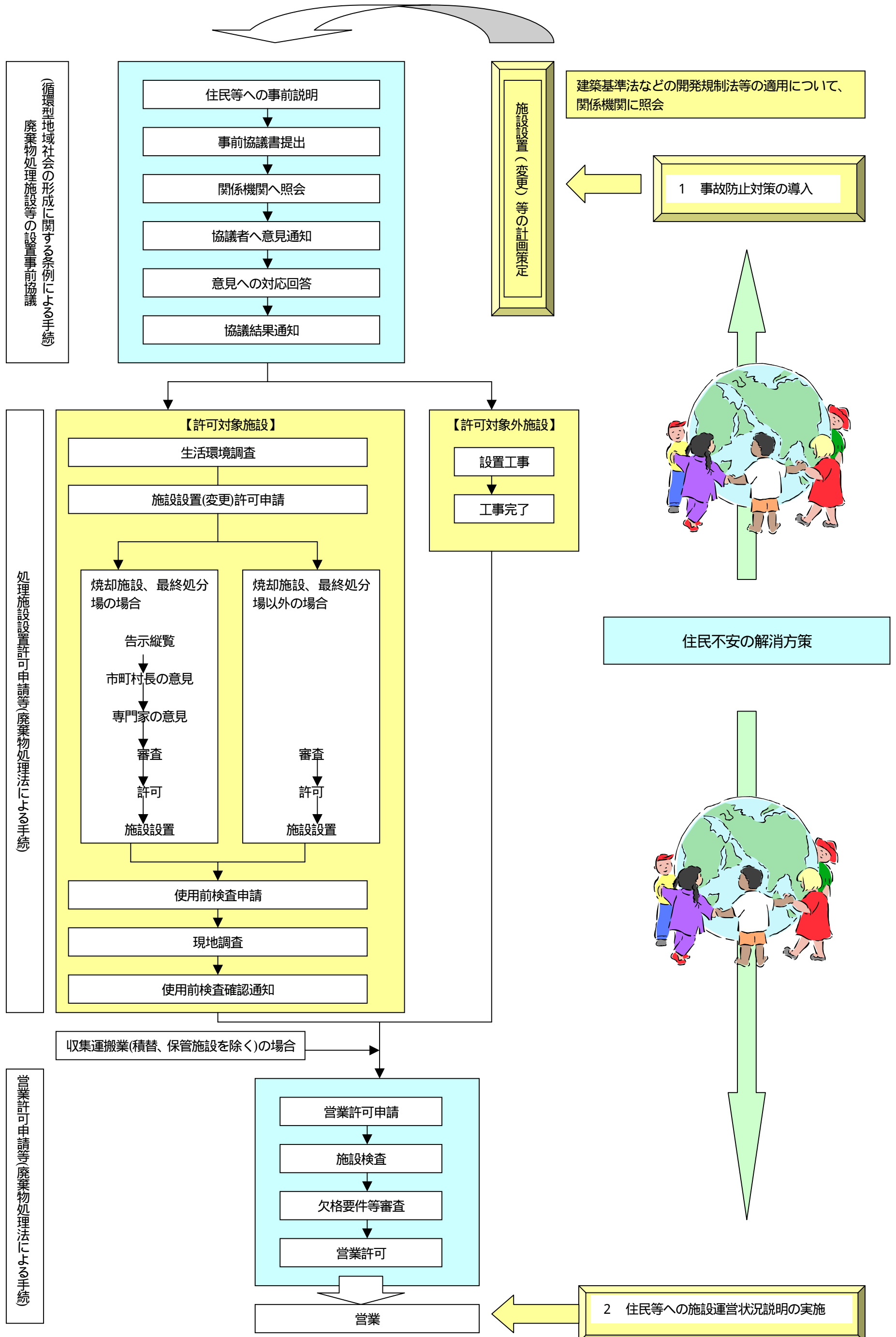


県外産業廃棄物の搬入事前協議に係る搬入期間の延長のイメージ図

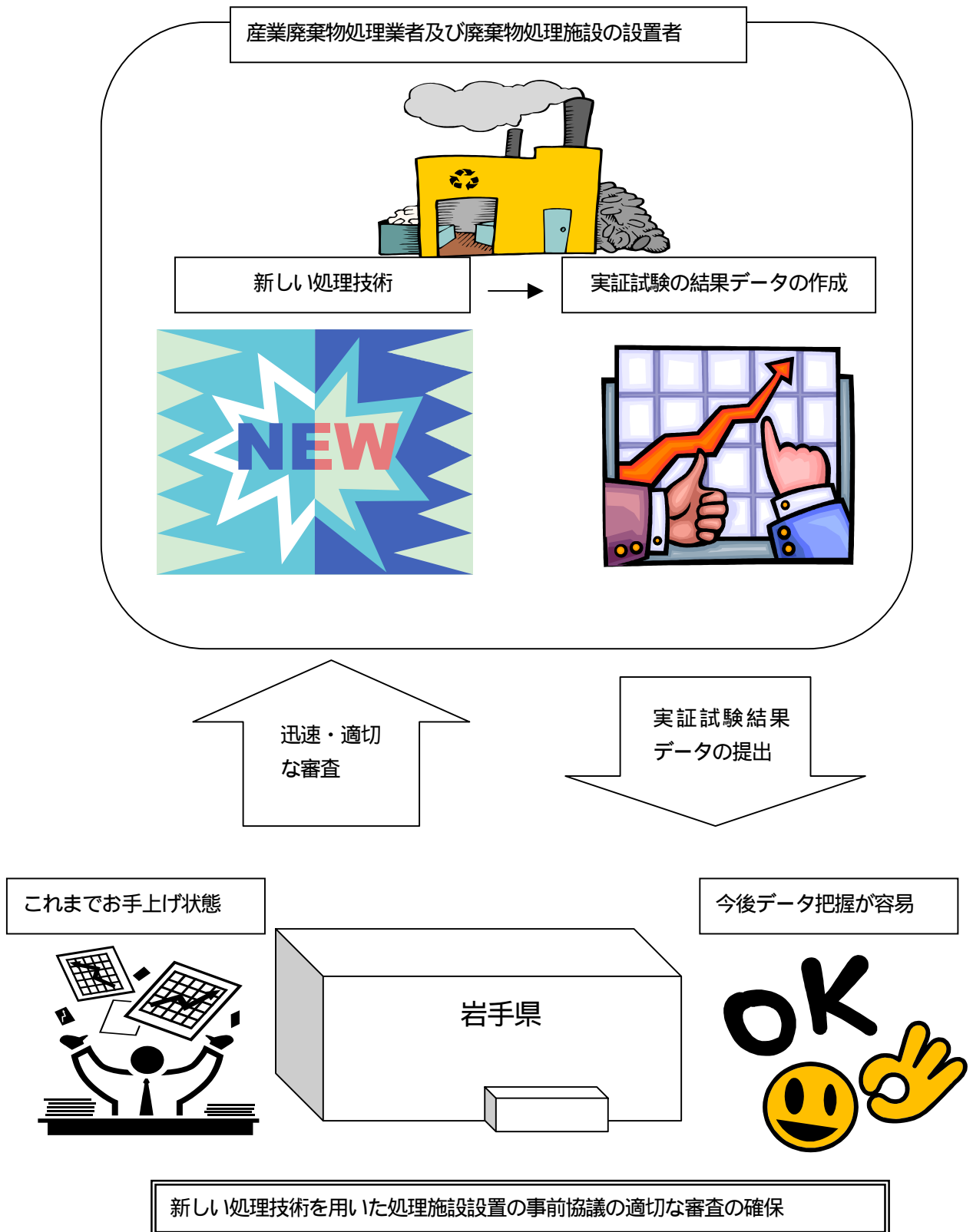


産業廃棄物処理を他人に委託する場合の注意義務の明確化





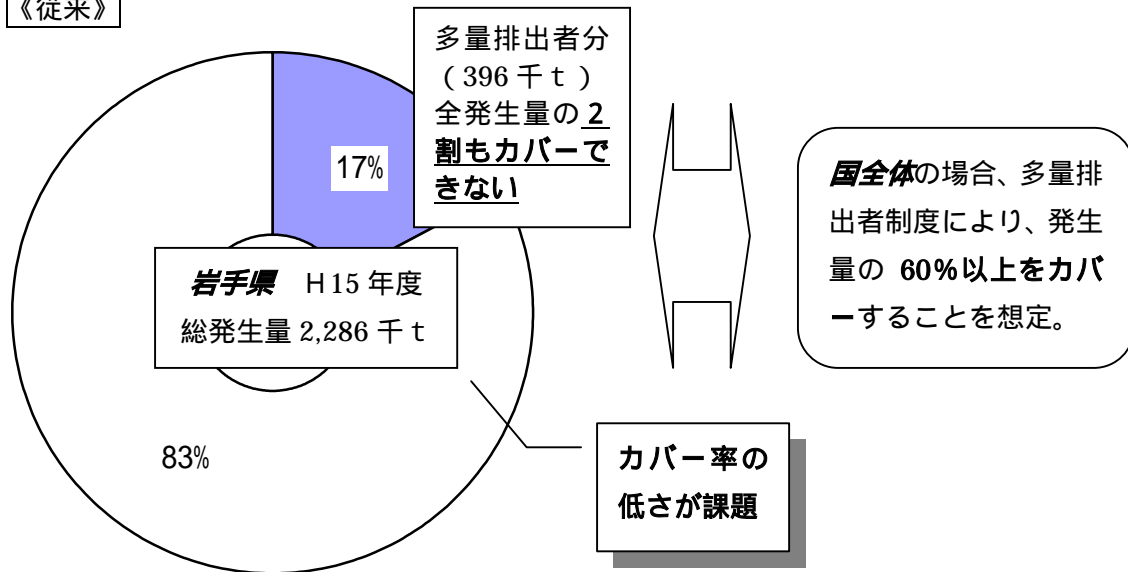
新処理技術における安全性に関する実証試験データ提出の義務付けのイメージ図



準多量排出事業者制度の導入のイメージ図

制度の趣旨：廃棄物を多量に排出する事業所に対し、処理計画の策定と実施状況の報告を求めることにより自主的な発生抑制等を促進

《従来》



《導入後》

